

パブリックコメント

未定稿

第2次海津市教育振興基本計画（案）

（2019年～2023年）



2019年 3月（予定）

海津市教育委員会

はじめに

海津市教育委員会

目 次

第1章	計画の策定にあたって	
1	計画策定の趣旨	6
2	計画の位置づけ	6
3	計画期間	7
4	計画の策定体制	7
5	海津市の人口ビジョン	7
6	法制度等の状況	10
7	海津市の教育の現状	12
第2章	計画の基本理念・目標	
1	計画の基本理念	20
2	計画の目標	20
3	計画の体系	21
第3章	基本計画	
1	子ども・子育て支援の充実	
	(1) 就学前教育・保育の総合的な提供	22
	(2) 子育て家庭への支援の充実	24
2	学校教育の充実	
	(3) 生きる力を育む教育の推進	26
	(4) 教育環境の整備・充実	28
	(5) 豊かな心の育成	30
	(6) 教職員の資質の向上	31
	(7) 学校給食の充実及び食育の推進	33
	(8) 児童・生徒の減少に伴う課題の検討	35
3	生涯学習環境の整備・充実	
	(9) 継続的な学習・交流の場の形成	36
	(10) 多様な学習機会の提供	37
	(11) 新たな学習活動への支援	38
4	青少年の健全育成	
	(12) 地域で進める青少年の健全育成	39
	(13) 家庭と地域の教育力向上の推進	41
	(14) 地域間交流・多文化共生の推進	42

5	文化の振興	
	(15) 文化の継承と発展	4 3
	(16) 豊かな自然と文化財を愛する心の育成	4 5
	(17) 生きがいと共生・文化芸術活動の推進	4 6
6	スポーツ活動の振興	
	(18) スポーツ活動の充実	4 7
	(19) スポーツ施設・備品の充実	4 9
	(20) 指導者・団体の育成	5 0
7	海津市教育振興基本計画の推進と進行管理	5 1
＜ 資 料 編 ＞		
1	海津市教育振興基本計画策定委員会の歩み	5 3
2	アンケート調査の概要及び結果	5 4
3	市内小中学校の位置図	6 2

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、平成26年3月に初めて教育振興基本計画を策定し、平成30年度までの5年間を計画期間とし様々な教育の施策を展開してきました。

この間、日本の社会情勢は少子高齢化の進行や人口減少、高度情報化や社会経済のグローバル化の進展など大きく変動を続けています。

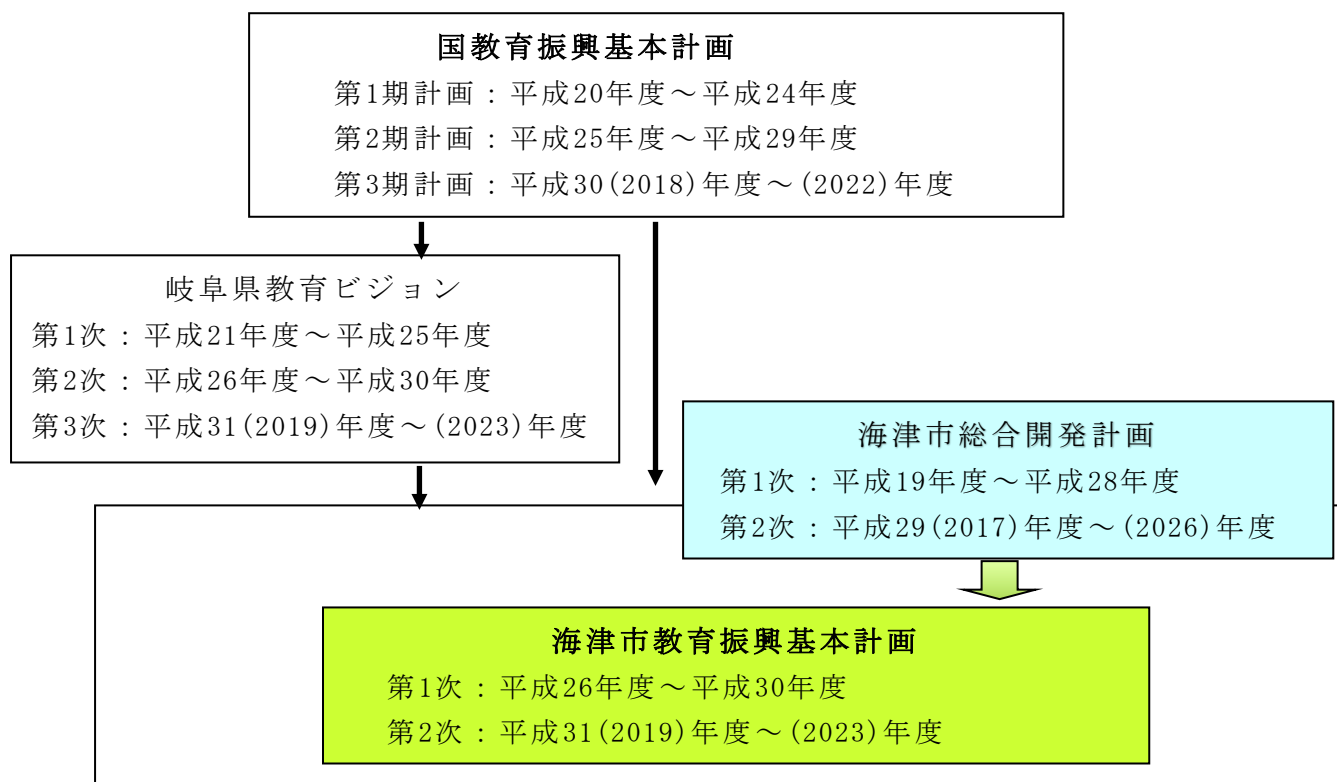
教育を取り巻く環境においては、子どもの体力づくりや、いじめ・不登校の問題など従前からの課題に加えスマートフォンの急速な普及に対応するための情報モラル教育、経済的な困難を抱える家庭の子どもへの対応など新たな課題を踏まえた取組が求められています。

今後も社会の動きは常に変化することが想定される中、教育分野の課題や多様なニーズに対応していくため、総合的な施策の展開が一層重要となります。

このような状況の中、平成26年3月に策定した「海津市教育振興基本計画」の基本的な方向性は継承しつつ、教育を取り巻く新たな課題や変動する社会情勢に対応し、本市の教育を推進していくための、新たな指針として「第2次海津市教育振興基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく本市の教育振興のための施策に関する基本的な計画であり、第2次海津市総合計画を上位計画とし各種計画と連携する教育分野の総合的な計画です。



3 計画期間

この計画の期間は、平成31(2019)年度から(2023)年度までの5年間とします。

なお、計画期間中、状況の変化により見直しの必要が生じた場合には適宜計画の見直しを行うこととします。

4 計画の策定体制

本計画は、教育委員会の内部組織である「海津市教育振興基本計画推進会議」が中心となり「海津市教育振興基本計画策定委員会」において協議を重ね策定しました。

また、本計画の策定にあたっては、海津市の今後の教育に関するアンケート調査を市内の園児（年長組）の保護者、児童・生徒（小学5年生・中学2年生）とその保護者や教職員、また、市内で活動されている教育関係団体（生涯学習、文化振興団体、スポーツ団体）の方を対象に「海津市教育振興基本計画に係るアンケート調査」を実施し、その結果（以下、「アンケート結果」という。）を参考に地域の意見の反映に努め策定しています。

5 海津市の人口ビジョン

海津市人口ビジョンは、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「岐阜県人口ビジョン」の趣旨を踏まえ、本市における人口の現状分析を行い、人口に関する市民の認識を共有し、今後の目指すべき方向と将来展望を示すものです。人口ビジョンは、まち・ひと・しごと創生の実現に向けて、効果的な施策を立案する上での基礎として位置付けています。

【海津市の人口ビジョン概要】

現状

■ 1995年以降、人口は減少傾向

- ① 海津市は1995年に人口のピークを迎え、以降、減少している
- ② 対策を講じない場合、2040年には26,289人に減少する

■ 高齢化の進行

- ① 高齢化が進行
高齢化率17.6%（2000年）→23.6%（2010年）
- ② 対策を講じない場合、2040年までに39.6%に到達

■ 大垣市や隣接県への転出（愛知県通勤型に分類）

- ① 大垣市や隣接県への転出が多い
- ② 学生等へのアンケートでは、現在住んでいる所から通える所での就職を希望する人が多い

■ 合計特殊出生率は上昇

- ① 合計特殊出生率は上昇へ転じる
1.28（2003年～2007年）→1.29（2008年～2012年）

分析・課題

■ 人口減少を抑制することが必要

- ① 自然減対策
合計特殊出生率を上げ、人口の自然減少を抑える
⇒ 出産・子育てに関する経済的な支援とともに、職場や家庭において子育てしやすい環境づくりが必要である
- ② 社会減対策
転出を減らし転入を増やす
 - ・ 就職や結婚等に伴い、特に若年世代が大垣市、桑名市、羽島市などの近隣自治体へ転出している
 - ・ 3世代同居の割合が高く、子どものいる世帯での共働き率が高い
 - ・ 第1次産業の就業者が減少・高齢化し、農地や山林の荒廃など、住環境への影響も懸念される
 ⇒ 雇用の確保・創出とともに、住環境や子育て環境の整備及び地域の魅力向上等により、定住促進を図る必要がある

目指すべき未来

■ 2040年において、人口2.9万人を維持

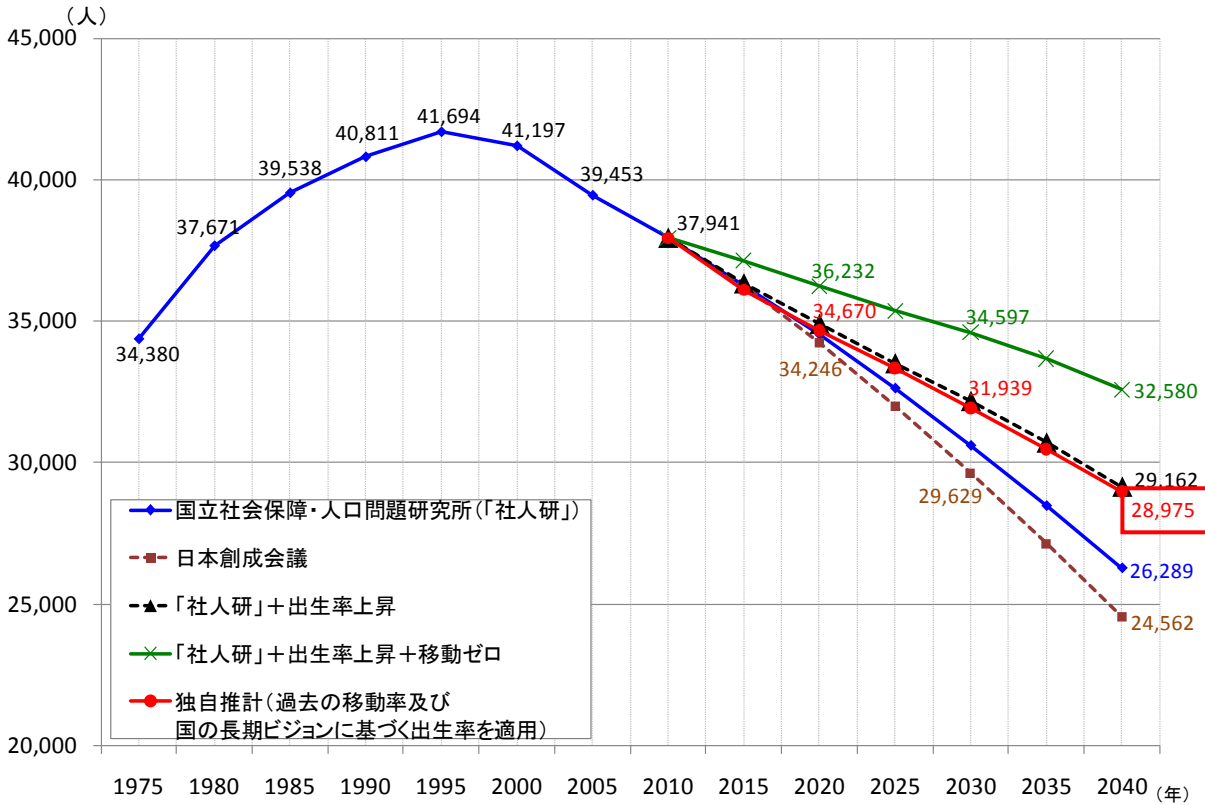
2040年に人口2.9万人の維持を目指すべき人口の将来展望とし、以下の指標値を仮定する

- ・ 合計特殊出生率：2040年までに2.07に上昇（国の想定値）
1.60(2020年)→1.80(2030年)→2.07(2040年)
- ・ 移動率：1980年～2010年の過去の実績移動率を基に、直近及び中長期的な3つの平均移動率を段階的に適用

上記により、2040年における人口は28,975人となる

- 自然減対策（合計特殊出生率の向上による人口の維持）
若い世代が地元で結婚し、安心して子育てできる環境をつくる
- 社会減対策（雇用創出や観光化、地域連携等による定住促進）
雇用の確保・創出とともに、地域資源等を活かした観光振興及び西濃圏域を始めとする地域連携により、地域の活性化を図り、定住促進を進める

人口の推移と将来見通し

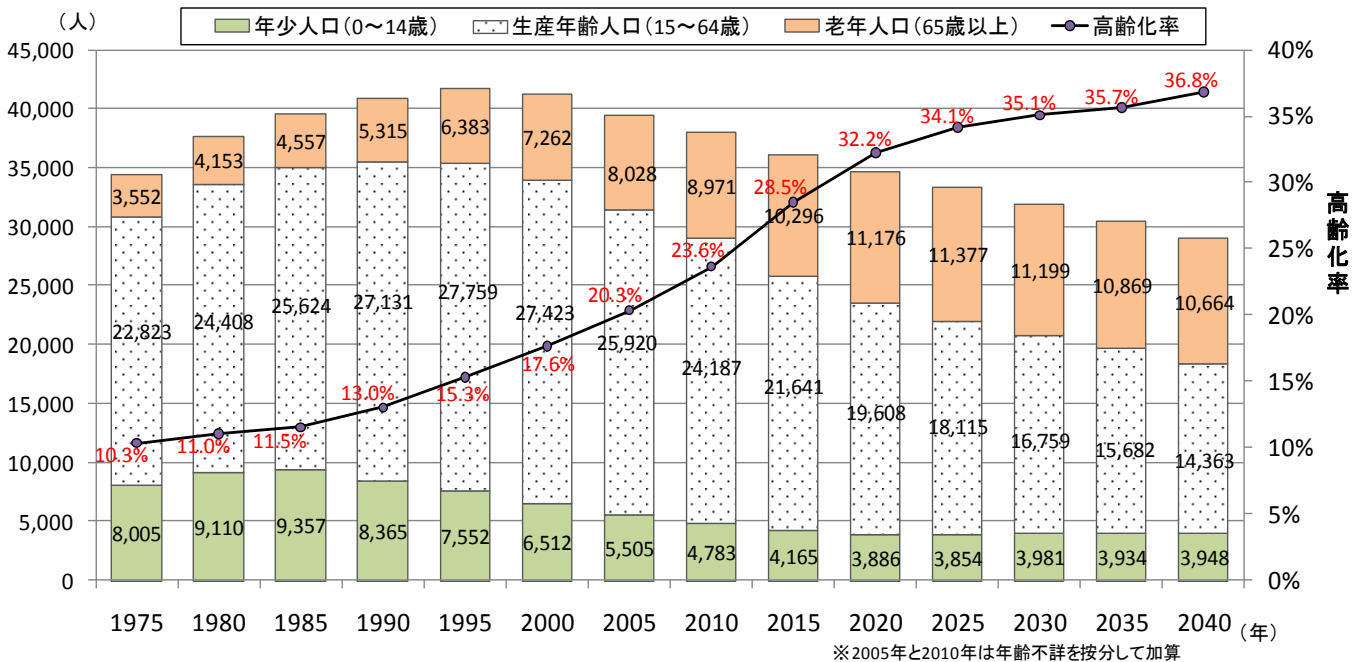


※1975年～2010年までは、国勢調査の数値に基づく

出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所等の資料をもとに作成

年齢3区分別人口の推計

年齢3区分別人口の実績と独自推計



※2005年と2010年は年齢不詳を按份して加算

6 法制度等の状況

(1) 地方教育行政制度の開始（総合教育会議）

平成27年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化など、教育委員会制度の改革が行われるとともに、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることが規定されました。

本市においては、平成27年6月の海津市総合教育会議における協議を経て、海津市教育振興基本計画を海津市教育大綱として決めました。引き続き、教育委員会と他の部局の取組を連携させながら教育施策の実効性を高めていく必要があります。

(2) いじめ防止対策推進法の施行

平成25年6月にいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に進めるため「いじめ防止対策推進法」が制定され、国や地方公共団体、学校の責務や基本方針の策定、組織の設置等について規定されました。本市においては、平成29年8月、「岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針」の改定を踏まえ、「海津市におけるいじめの防止等のための基本的な方針」を併せて改定しました。

引き続き、早期発見と早期対応に取り組み、全市的な対策の強化をさらに進めていく必要があります。

(3) 幼小中の学習指導要領の改訂（平成29年3月31日改定）

今回の学習指導要領の改訂は、「何を理解しているか、何ができるか」（知識・技能）、「理解していること・できることをどう使うか」（思考力・判断力・表現力など）、「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」（学びに向かう力・人間性など）という新しい時代に必要と捉える三つの資質・能力の育成が重要視されています。

主な改訂内容は、道徳の時間を「特別の教科道徳」（道徳科）として新たに位置付け、答えが一つではない課題を一人一人の児童生徒が道徳的な問題と捉え向き合う「考える道徳」「議論する道徳」へと転換を図るものです。また、平成32(2020)年度から、小学校3、4年生から外国語活動を行うことや、小学校5、6年生で外国語（英語）を教科化することや、情報活用能力の育成（プログラミング教育）を図ることが大きな柱となっています。

本市においては、「特別の教科道徳」の授業や学校行事などを通して思いやりの心を育む教育に取り組んでいます。

また、小学校における外国語活動や小中学生を対象としたイングリッシュ・デイなどの取組も進めています。

引き続き、新しい時代を生き抜くための資質や能力の育成に取り組んでいくとともに、道徳科や外国語の教科化などを見据え、教職員の研修を含めた取組を充実させていくことが求められています。

(4) 特別支援教育に係る法の制定

平成23年8月に「障害者基本法」が改正され、障害者の権利に関する条約の規定の趣旨を取り込む形で差別の禁止が規定されたのを受け、平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定され、平成28年4月に施行されました。

本市においては、こうした動向を踏まえた特別支援教育の充実に取り組んでいます。個別の教育的ニーズに応じて一貫した支援を行う体制づくりを進めていくとともに、子どもたちや保護者の障がいに対する理解をさらに深めていくことが求められています。

(5) 子ども・子育て支援新制度の開始

平成27年4月に「子ども・子育て関連3法」に基づく「子ども・子育て支援新制度」が施行され、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な支援」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指し、社会全体で子ども・子育て家庭を支援するという方向性が示されました。

本市においては、平成27年3月に「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもたちが健やかに育ち社会の一員として成長することができる環境の整備を進めています。

引き続き、子どもの健全育成を支える教育施策と子育て支援施策を連携させながら、子ども・子育て支援社会を構築していくことが求められています。

(6) 国、県の動向

国の第3期教育振興基本計画の基本的な考え方は、第2期教育振興基本計画の「自立」「協働」「創造」の理念を引き継ぎ、人材育成に反映しつつ、一人一人が豊かで安心して暮らせる社会の実現や、社会の持続的な成長・発展を目指すこととし、こうした教育の目指す姿の実現や、人生100年時代における生涯を通じた学びの機会の保障など、2030年以降の社会の変化を見据えた課題解決に向けた教育政策の基本的な方針を示すものとしています。

県は、自然・歴史・伝統・文化・産業・人材など、岐阜県ならではの多様な地域力を活かし、オール岐阜による一体となった取組により、将来このふるさと岐阜の地に根を下ろし、子どもたち一人一人が広い視野をもち、グローバルな視点から問題の核心を把握し、その解決を目指し地域や社会に貢献できる力を身に付け、ふるさとに誇りをもち、ふるさとをルーツに生きる子どもたちを育成する基本的な考え方の実現に向け5つの基本方針を設定しています。

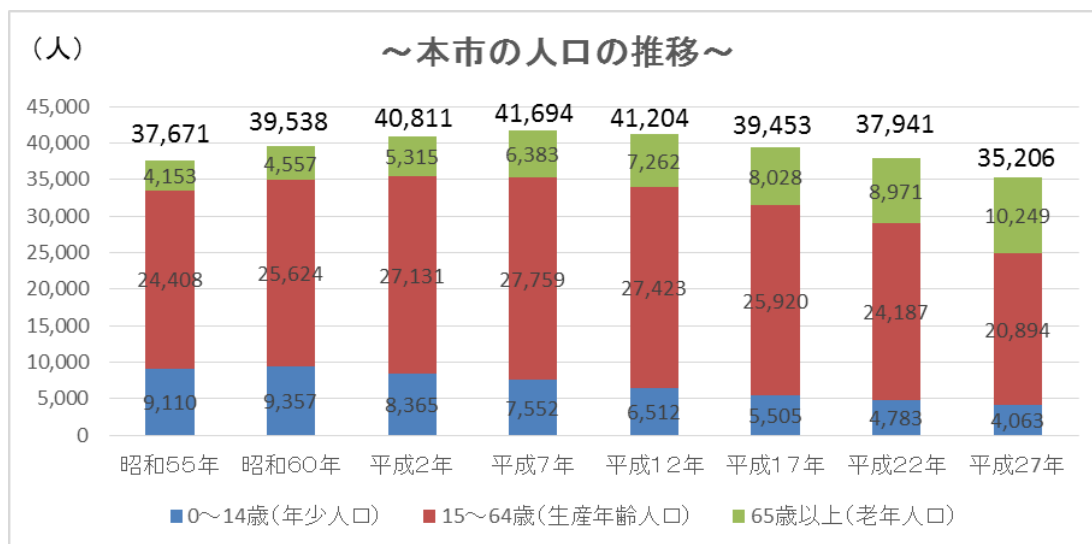
本市の計画においても、国、県が示す教育の方向性と整合させるとともに、グローバル化や技術革新の急速な進展を伴う社会経済状況の変化と地域の実情を踏まえ、教育分野の新たな課題に対応した教育施策を展開していく必要があります。

7 海津市の教育の現状

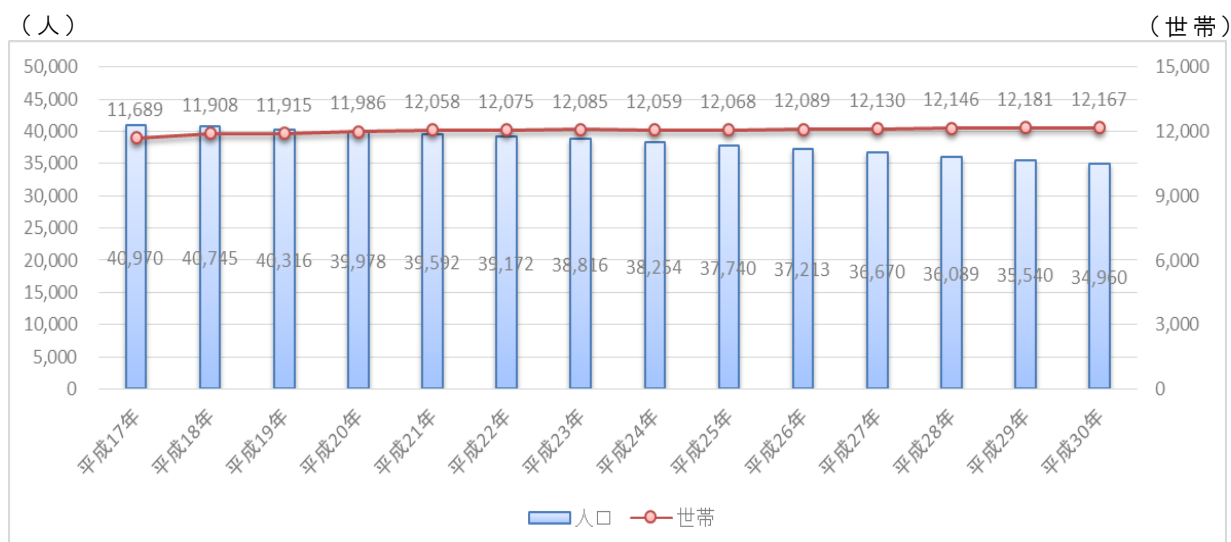
1. 海津市の概況

(1) 市の人口・世帯

平成 27 年の国勢調査によると、本市の人口は 35,206 人となっています。昭和 55 年から平成 7 年までは増加傾向にありましたが、その後は減少に転じています。また、年齢 3 区分別人口の構成別にみると、65 才以上の老年人口比が高くなる一方で生産年齢人口比と年少人口比はともに低下傾向が続いています。少子高齢化が進んでいることが分かります。



資料：国勢調査



資料：住民基本台帳（4月1日現在）

(2) 就学前教育

本市の就学前施設は、平成29年度まで3つの公立認定こども園、1つの市立幼稚園、2つの公立保育園、7つの私立認定こども園の合計13施設でした。平成30年度からは、市立幼稚園が廃園し、公立保育園2園は公私連携保育所型認定こども園として民営化したため、9つの私立認定こども園と3つの公立認定こども園の合計12施設となりました。入園希望者に対して、施設数は充足しており、待機児童はいません。

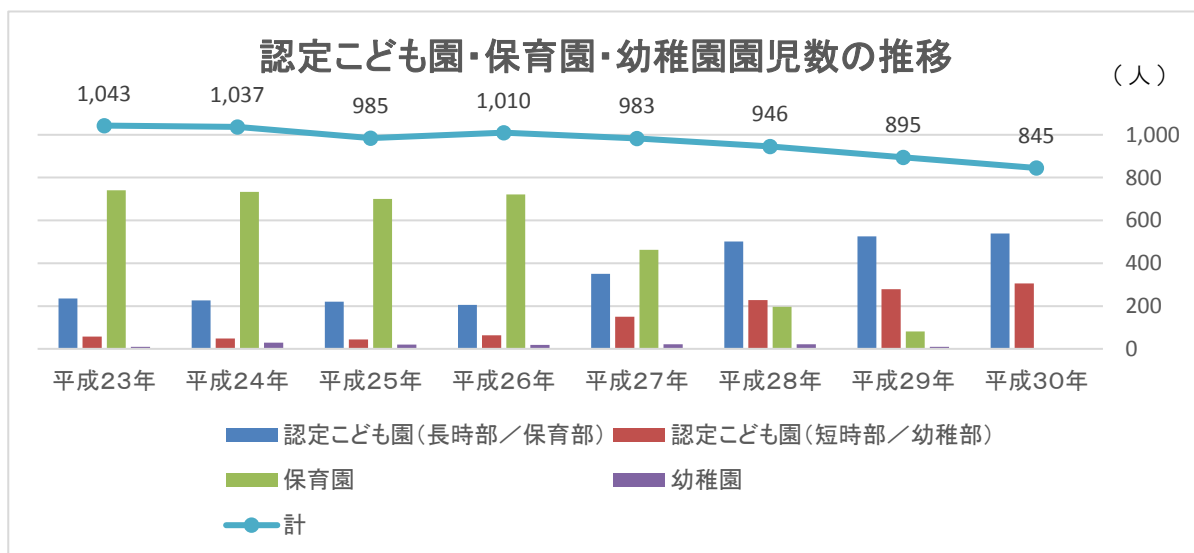
また、認定こども園幼稚部は、平成26年度まで4歳児と5歳児を対象とする2年保育でしたが、平成27年度から3歳以上児の年少・年中・年長を対象とする3年保育に拡大し、私立保育園が子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、平成27年度から平成29年度の間認定こども園に全園移行したこともあり、飛躍的にその園児数が拡大しました。

ここ数年、人口減少や少子化の影響は避けられず、園児数の推移をみても、平成26年を除いて数十人程度の園児数減少が続いており、今後この傾向が続く見込みです。

～認定こども園・保育園・幼稚園園児数の推移～ (人)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
認定こども園(長時部/保育部)	235	227	220	205	350	501	526	539
認定こども園(短時部/幼稚部)	57	48	44	64	150	228	279	306
保育園	741	733	701	722	462	196	81	-
幼稚園	10	29	20	19	21	21	9	-
計	1,043	1,037	985	1,010	983	946	895	845

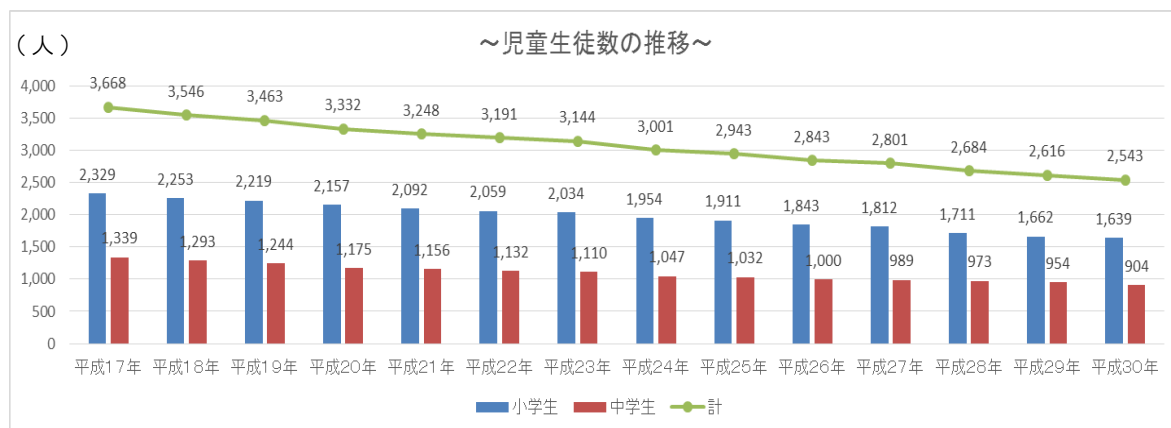
資料：こども課（4月1日現在）



資料：こども課（4月1日現在）

(3) 小・中学校の状況

本市には、小学校が10校、中学校が3校あり平成30年5月1日現在、小学校では1,639人、中学校では904人、併せて2,543人の児童・生徒が在籍しています。児童・生徒数は、本市が誕生してから徐々に減少してきており、県の定める基準に従って学級編制を行っておりますが市内小学校10校のうち、5校が全学年単学級で1校が複式学級という状況です。



資料：学校基本調査（5月1日現在）

平成30年度 各小学校の児童数とクラス数（人・クラス）

		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
高須小学校	児童数	32	57	43	56	55	66	309
	クラス数	1	2	2	2	2	2	13
吉里小学校	児童数	12	17	14	9	15	14	81
	クラス数	1	1	1	1	1	1	7
東江小学校	児童数	12	11	13	12	10	14	72
	クラス数	1	1	1	1	1	1	6
大江小学校	児童数	4	14	6	9	11	17	61
	クラス数	1	1	1		1	1	6
西江小学校	児童数	12	13	16	21	14	8	84
	クラス数	1	1	1	1	1	1	6
今尾小学校	児童数	33	28	39	32	38	45	215
	クラス数	1	1	2	1	1	2	10
海西小学校	児童数	25	20	15	12	17	18	107
	クラス数	1	1	1	1	1	1	7
石津小学校	児童数	53	53	51	64	48	65	334
	クラス数	2	2	2	2	2	2	13
城山小学校	児童数	44	39	48	61	39	50	281
	クラス数	2	2	2	2	1	2	13
下多度小学校	児童数	14	21	16	14	13	17	95
	クラス数	1	1	1	1	1	1	7
児童数合計		241	273	261	290	260	314	1,639

資料：学校基本調査（5月1日現在）

平成 30 年度 各中学校の生徒数とクラス数（人・クラス）

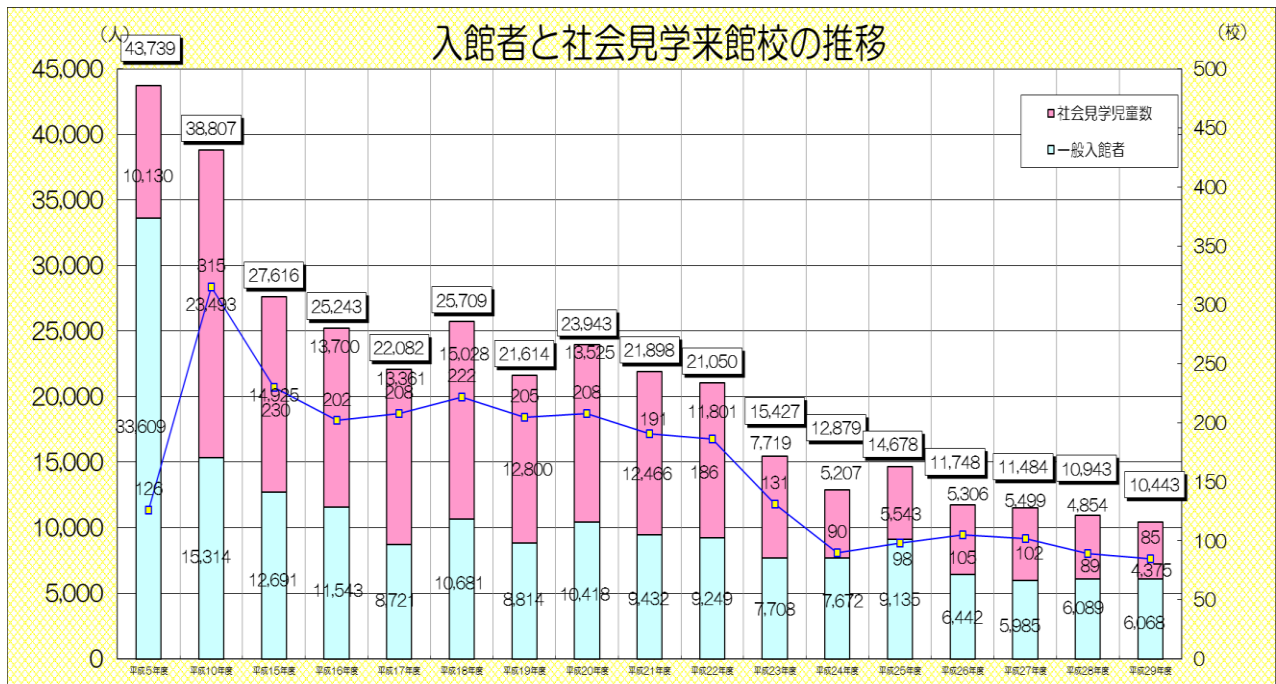
		1年生	2年生	3年生	合計
日新中学校	児童数	114	117	125	356
	クラス数	4	3	4	13
平田中学校	児童数	57	59	68	184
	クラス数	2	2	2	7
城南中学校	児童数	96	123	145	364
	クラス数	3	3	4	12
生徒数合計		267	299	338	904

資料：学校基本調査（5月1日現在）

(4) 社会教育施設の状況

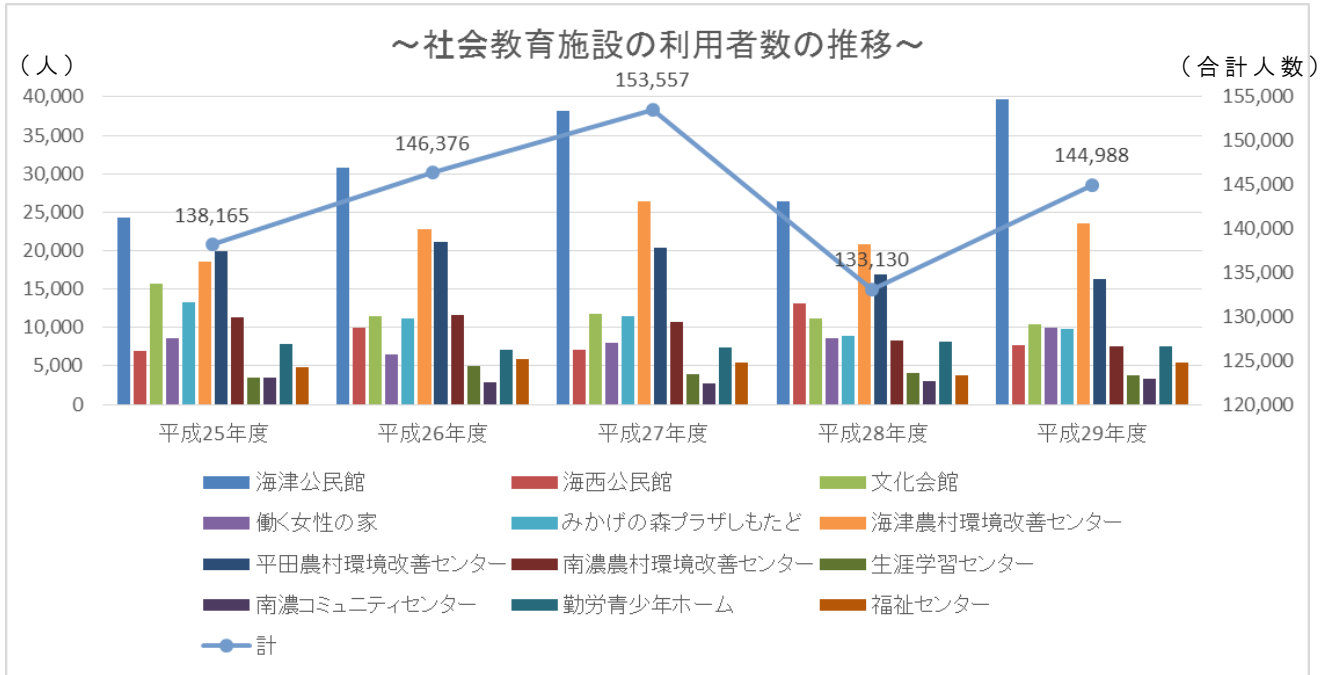
① 歴史民俗資料館の利用者数

資料館の利用状況をみると、平成5年の開館時43,739人から平成29年度には、10,443人となり利用者が開館当時の1/4になっています。また、入館者における社会見学学校数は微増減を繰り返しながらも徐々に減少しています。



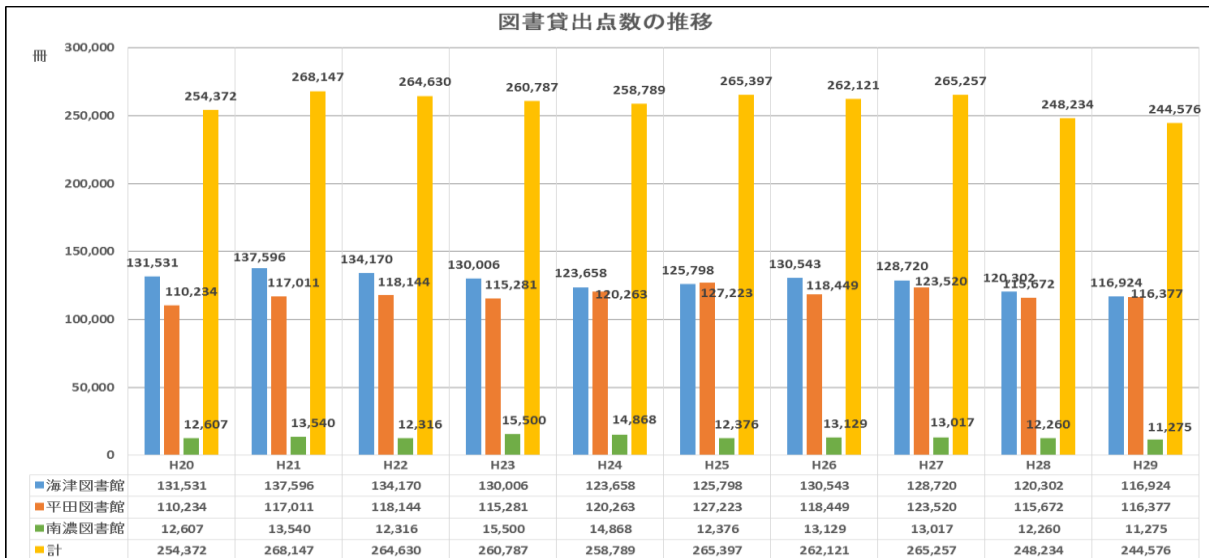
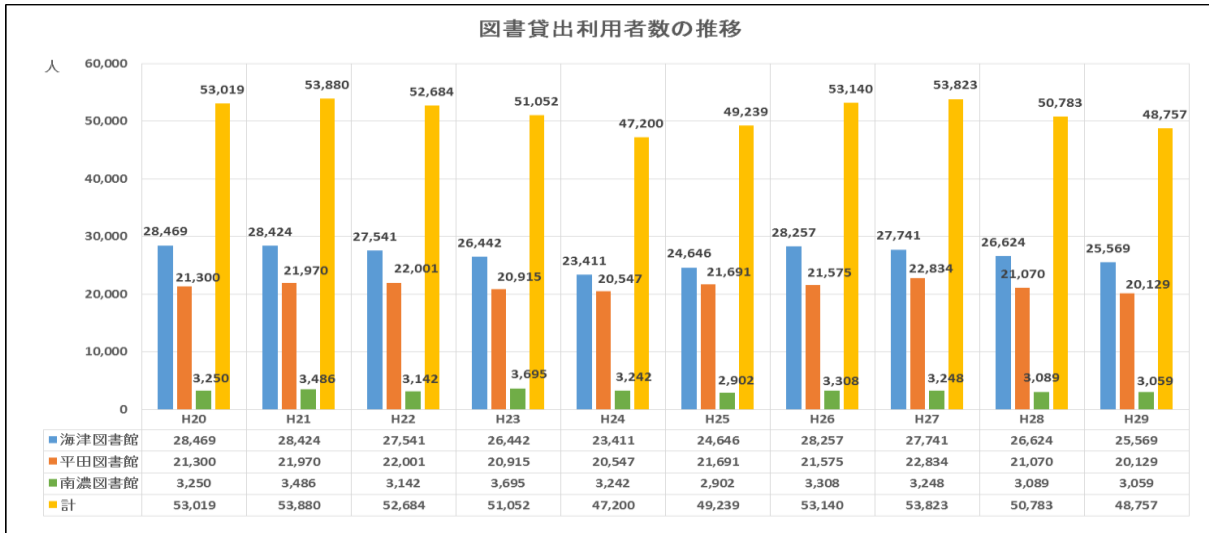
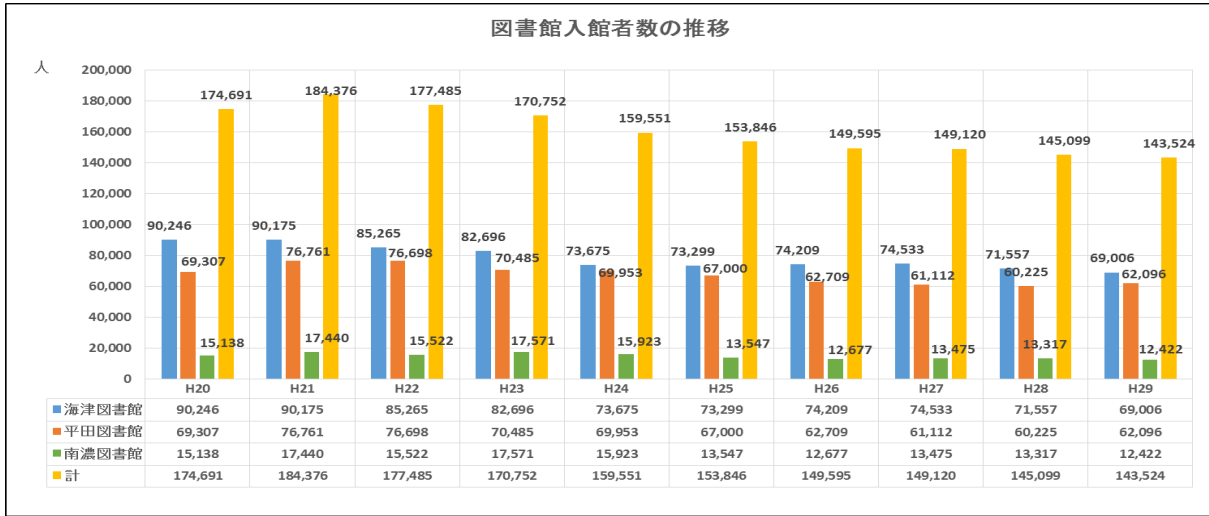
②公民館、農村環境改善センター等の利用状況

公民館、環境改善センターなど、どの施設も多くの団体・サークルが利用されています。しかし、会員数の減少などにより平成28年度は減少しましたが、市民創作劇や児童合唱団（かいづっち合唱団）の利用により平成29年度は、増加しています。



③ 図書館利用者数

市内、3ヶ所ある図書館の利用状況は、平成29年度、年間入館者数は143,524人、年間貸出利用者総数は48,757人、年間貸出総数は244,576冊でその推移は減少に転じつつあります。

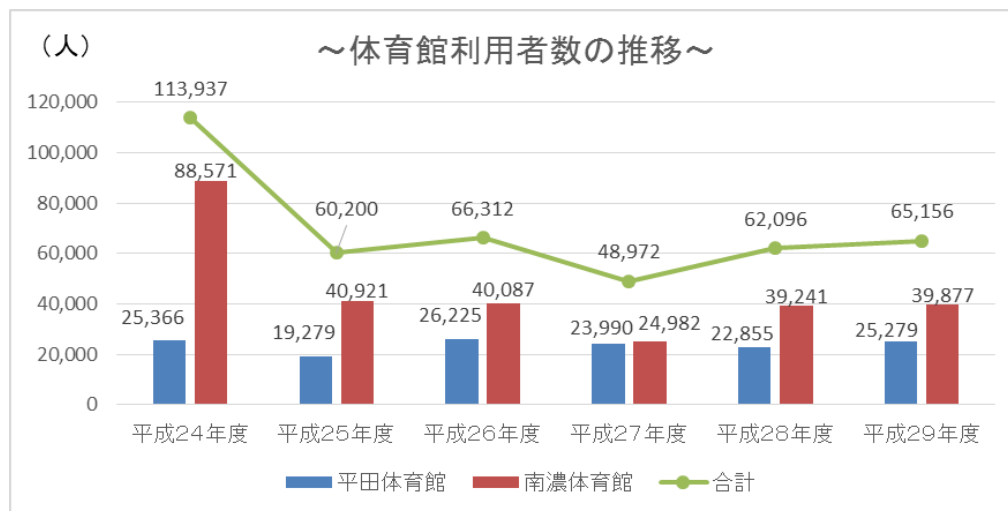


各館所蔵図書点数／海津図書館約10万冊・平田図書館約8.5万冊・南濃図書館約2万冊・合計20.5万冊

(5) 社会体育施設の状況

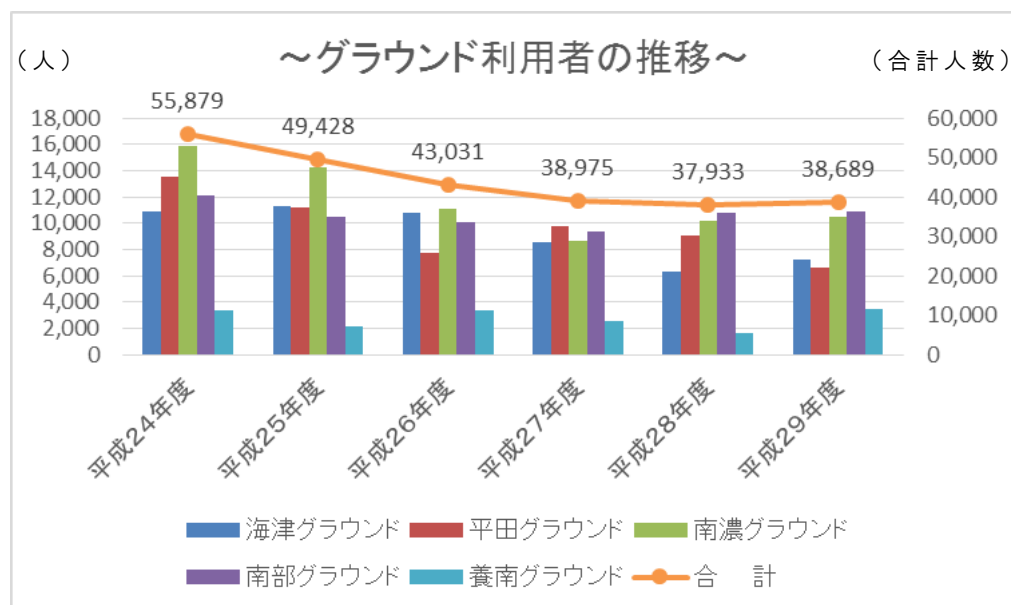
① 体育館利用人数

市内には、南濃体育館、平田体育館、高田体育館、三郷体育館、蛇池体育館、脇野体育館、勝賀体育館があります。多くの団体が南濃体育館と平田体育館を利用しています。そのほかにも各小中学校の体育館を利用しています。



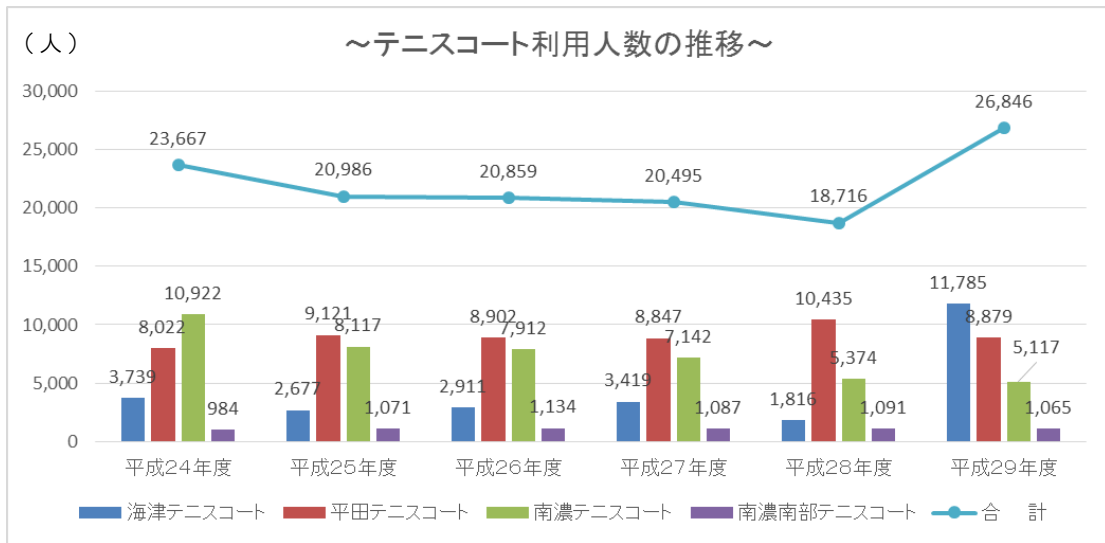
② グラウンド利用人数

市内には、グラウンドが5ヶ所ありますが利用人数は年々減少しています。なお、平成26・29年度に平田グラウンドにおいて改修工事を行ったため利用件数は減少しています。



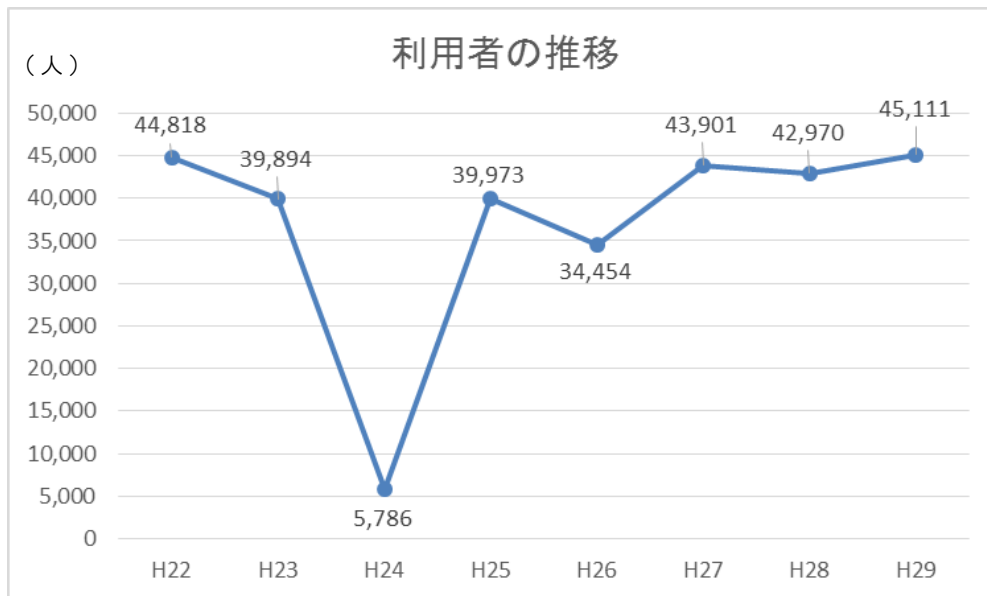
③ テニスコート利用人数

市内にテニスコートは4ヶ所あります。利用人数は平成29年度まで年々減少していましたが、海津テニスコートのオムニバス化によりフットサルコートとしての利用者が増加しています。



④ プール利用者数

プール利用者数の推移をみると、平成24年度は施設改修に伴い4月から11月までの8ヶ月間休館したため利用者は5,786人となりましたがその後は、利用者は微増減を繰り返しています。



第2章 計画の基本理念・目標

1 計画の基本理念

本市は、平成29年3月にまちづくりの基本的な方向を示す「第2次総合計画」を策定しました。本市の優れた自然環境の中で、安心して子育てができ、働き、生活ができるまちとなるよう、目指すべき将来像として「水と緑と人がきらめく 輪でつながるまち 海津」を掲げております。その中で、教育施策の柱として「個性と創造性を培う 心豊かなまちづくり」を進めてまいります。

一方、教育の一層の振興を図っていくためには、今後の本市の教育を見据えた基本的な方向を明確にするとともに、その実現に向けて、どのような教育施策を、どのように進めていくかを明らかにしていく必要があります。

そのため、引き続き「いのちをつなぐ教育」を継承し、心豊かな一人一人が共に生きる喜びを感じる教育を目標に推進してまいります。

【基本理念】

「いのち」をつなぐ教育

心豊かな一人一人が共に生きる喜びを感じる教育

2 基本的な視点

世代をつなぐ 『世代がつながり 生き方を育む』

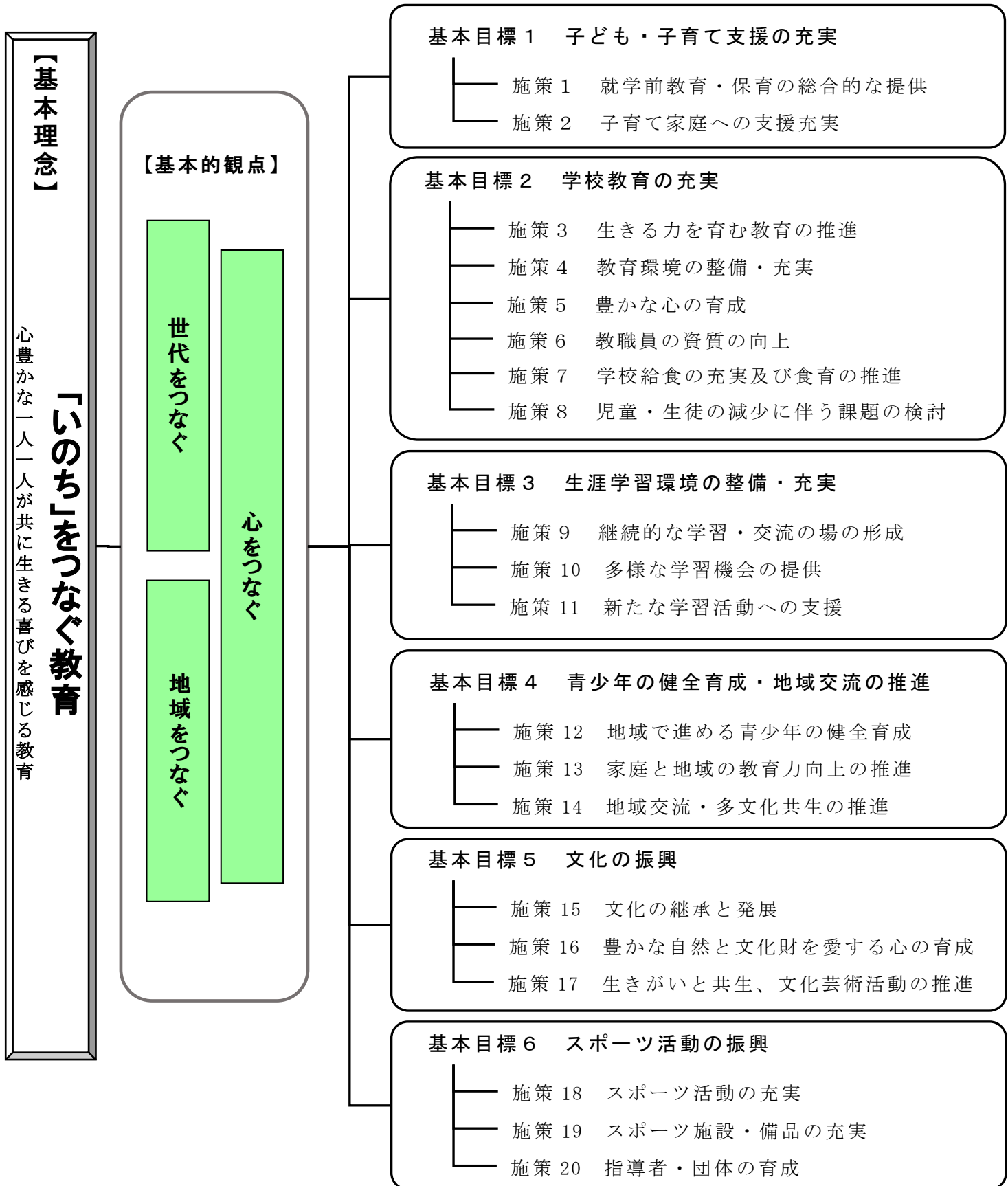
- ①「生きる力」の基礎を育み、自立できる力をつける。
- ②「生きる力」を育み、豊かな人間性を身につける。
- ③生きがいと共生を地域の中での学習活動を通してめざす。
- ④多様なニーズを要する子どもたちに学習支援の充実をめざす。

地域をつなぐ 『地域がつながり 生きる喜びを感じる』

- ①家庭の教育力を高めるための学習機会や情報提供を充実させる。
- ②地域がつながり、地域ぐるみで良好な環境づくりを進め、青少年の健全育成を進める。
- ③地域に根ざし、市民のつながりを生み出すスポーツ・レクリエーション活動の活性化を図る。
- ④歴史上や姉妹都市等、関わりのある市町とのつながり、交流を行い、地域づくりを進める。

心をつなぐ 『心がつながり 愛情と思いやりに溢れる人を創る』

- ①心のふれあいを大切に、温かい人間関係をつくる。
- ②海津の文化を愛し、継承・発展を進め、郷土を愛する心を育む。



第3章 基本計画

基本目標1 子ども・子育て支援の充実

(施策1) 就学前教育・保育の総合的な提供

施策の方針

子どもたちの「生きる力」の基礎を育て、心身の発達を促します。

●現況と課題

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼児期の特性を踏まえた教育・保育を行うことにより、義務教育及びその後の教育の基礎が培われます。

本市の幼児期の学校教育・保育を行うための就学前施設は、平成30年4月現在において、3つの公立認定こども園と9つの私立認定こども園の合計12施設です。単独の保育所及び幼稚園はなく、全て認定こども園であることから、教育・保育及び子育て支援を総合的な観点から提供することが求められています。なお、入園希望者に対して施設数は充足している状況であり、待機児童はいません。

本市では、公立、私立の認定こども園が共に市幼児教育・保育研究会に参加し、市内、どこでも、だれでも、同一水準の教育・保育を受けることができるよう、教育・保育内容の向上を目指して連携を図っています。

また、「小1プロブレム※」などの問題がある中、アンケート調査でも「小学校への入学にあたり、何か心配なことがありますか。」の問いでは、勉強や授業時間で十分な理解や集中して取り組めるか心配であるが、最もその割合を占めています。このような状況において、本市では、スムーズに幼児教育から小学校教育へ移行できるよう連携協議会などを設けています。

配慮を要する子どもへの対応については、市発達支援センターが中心となり、気になる子どもについての巡回相談を各園で実施し、園での困り感を明確にし、障がい等の早期発見、早期支援に努めています。就学にあたっては、教育支援委員会を通じて、配慮を要する子どもの情報共有や、小学校での生活に関する支援について、途切れなく行われることを大切にしています。

本市では、子ども・子育て会議条例を制定し、市の子ども・子育て支援施策の総合的かつ計画的な推進に関する審議等を行っています。より良い教育環境の整備や魅力ある認定こども園づくりをめざすためには、少子化に対応した認定こども園の適正規模の検討と、質の高い教育・保育を支援するため保育教諭等の資質向上に向けた研修の実施に努める必要があります。

※小1プロブレム：小学校へ入学したばかりの1年生が、①集団行動がとれない。

②授業中に座ってられない。③先生の話听不懂。などと学校生活になじめないことが続くこと。

●基本施策

①認定こども園における幼児教育の推進

幼児期は、人間の基礎を培う上で極めて重要な時期であることから、一人一人の発達に応じ、「遊び」を通して、子どもがのびのびと活動できる環境設定と幼児期にふさわしい基本的な生活習慣、規範意識、道徳性が身につくよう、きめ細かな指導計画及び指導方法の充実を図ります。また、豊かな心とたくましく生きる力の育成をめざし、自ら学ぶ力と社会の変化に対応できるよう、自然体験、生活体験、社会体験の学習機会の積極的な導入に努めます。

②小学校との連携強化

認定こども園における幼児教育から学校教育へ円滑につなぐため、公立、私立を含めた幼保小連携協議会等を開催し、園児と児童の交流や教職員と保育教諭等の交流を行い、相互に子どもの発達や学びに対する理解を深め連携を強化します。また、特別に配慮を要する子どもについては、教育支援委員会を通じて、関係諸機関[※]と情報を共有し、小学校での生活においても、途切れのない支援がつけられるようにします。

③配慮が必要な子どもへの支援

配慮が必要な子どもについては、その状況が一人一人異なるため、保育教諭等が障がいや発達の遅れなどについて知識や理解を深めることが大切です。そのため市発達支援センター主催のケース検討会や研修会などに参加し、巡回相談を通じて障がい等の早期発見、早期支援に努めます。また、認定こども園で障がいのある子を受け入れられるよう、保育教諭等を加配する障がい児保育事業を促進します。

食物アレルギー等の慢性疾患で配慮を要する子どもは、保護者から情報提供を受け、栄養士や園医と相談しながら、各園で適切な支援ができるよう努めます。

④就学前教育・保育施設の整備

より良い教育環境の整備や魅力ある認定こども園づくりをめざすため、人口減少に対応した市内全域における就学前施設の適正配置の検討を進めます。また、子どもが安全で安心して生活できるよう、また災害発生時にも一時避難ができる安全な施設や設備の環境整備に努めます。

⑤保育教諭等の資質向上

市内の就学前の子どもが同一水準で質の高い教育・保育が受けられるよう、海津市幼児教育・保育研究会での研究・研修を進めます。また、認定こども園での教育・保育内容の充実をめざし、市の保育協会などによる各種研修や交流機会を充実し、保育教諭等の資質向上を図ります。

※関係諸機関：発達支援センター「くるみ」を中心に、教育委員会、母子保健事業担当課、医療機関、西濃こども相談センター、小中学校、海津特別支援学校、児童発達支援事業所「みらい」(社会福祉協議会)。

(施策2) 子育て家庭への支援の充実

施策の方針

すべての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられるよう、子育て支援サービスを充実します。

●現況と課題

乳幼児期は、生涯にわたる生活習慣と人格の基礎を形成する最も大切な時期であり、この時期に良好な親子関係を築くことが大切です。しかし、共働き世帯の増加や核家族化、ひとり親家庭の増加などにより、父親・母親の孤立から育児不安に陥り、育てる喜びを感じられなくなるなど懸念されます。

本市では、平成27年度に認定こども園幼稚部の入所対象を、それまでの4歳児及び5歳児の2学年から、3歳以上児とする3学年へ拡大したことや、認定こども園保育部に待機児童がいないことから、一層働きやすい環境が整っています。平成30年4月現在の市内の3歳以上児の認定こども園入所率は97.2%であり、3歳未満児の認定こども園入所率は38.2%となっています(こども課調べ)。このことから、3歳以上児の家庭では共働きが多いと推測され、昼間、在宅で子育てをしている家庭は、ほぼ3歳未満児のいる家庭と推測できます。

共働き世帯の増加は、変則的な勤務に対応できる保育や急な事柄、育児疲れ解消のための保育など子育て支援ニーズを多様化させており、それらに柔軟に対応できる子育て支援サービス等の充実が求められています。

すべての人が、子育てに対する不安や負担を抱え込むことなく、安心して子育てができ、育てる喜びを感じられるようにするため、妊娠・出産・子育て・保育など、子どもや保護者の多岐にわたる悩みや不安を相談できる体制や、親子が過ごせる居場所の充実が求められます。また、相談窓口や子育て支援サービスを身近なものとして、一層気軽に利用できるよう情報提供に努めていく必要もあります。

●基本施策

①多様な子育て支援サービスの充実

多様化する保護者の勤務形態に対応するため、子ども・子育て会議を通して子育て支援ニーズを把握し、計画的に子育て支援サービスを支援できる体制を整備します。

共働き世帯等が、働きながら安心して子どもを預けられるよう、低年齢児保育事業、延長保育事業、一時預かり事業、留守家庭児童教室事業をはじめとする多様な子育て支援サービスの充実に努めます。

②相談体制の充実

主に3歳未満児の子育て中の親子が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互交流を図る地域子育て支援拠点事業を提供し、子育てに不安や悩みを持っている親に対する相談・援助の機能を充実します。

また、市民が積極的に子育て支援に関わることを促進し、地域子育て機能の強化を図るとともに、子育てを支援する人材の育成に努めます。

③情報提供の充実

子育て支援施策や、子育てに関わる施設等を総合的に紹介した「海津市子育て支援ガイド」を定期的に作成し、子育てに携わる市民や転入者に配布し、子育て支援サービスの利用を促進します。

また、本市での子育てに関する情報を発信するホームページ「海津市子育て支援サイト」の充実に努めます。



基本目標 2 学校教育の充実

(施策 3) 生きる力を育む教育の推進

施策の方針

子どもたちに確かな学力を身につけさせ「生きる力」を育み、豊かな人間性を育てます。

●現況と課題

平成 29 年 3 月に学習指導要領が改訂され、知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」が重視され、言語や理数の力等を育む教育内容の充実や、授業時数の増加等について見直されました。本市の各学校においては、新学習指導要領の理念の実現と子どもの確かな学力の定着を目指し、言語活動の充実、理数教育の充実、小学校外国語活動の充実、社会の進展に対応した教育の充実等を教育課程に位置付け、分かる授業の展開や個に応じた指導に努めております。

また、近年、障がいのある子どもを巡る現況は、時代の進展とともに大きく変化しており、障がいの重度・重複化、発達障がいを含む障がいの多様化、関係機関と連携した支援の必要性など、特別支援教育に対する教育的支援や施策のニーズが高まってきております。

本市でも、特別な支援を要する子どもに対し、状況に応じた支援会議の開催、関係機関との連携強化、定期的な支援体制の協議などして適切な校内支援体制を築いています。

また、本市では、平成 18 年度に文部科学省より「キャリア・スタート・ウィーク推進地域」に指定され、市内中学 2 年生が市内において最大、連続 5 日間の職場体験を実施しています。

今後は、多様なニーズを要する子どもたちに丁寧に対応し、一人一人の子どもの能力や技能の習得とともに思考力・判断力・表現力等を育成できる指導の充実が求められています。

●基本施策

①軸を明確にした学校経営の推進

学校の特色やめざす子どもの姿をもとに目標を掲げ、具現化に向けた軸を明確にした学校経営を行います。

②確かな学力を身につけさせ「生きる力」を育む指導の充実

ねらいを明確にし、「生きる力」を一人一人に育成していくための指導の工夫と充実を図ります。

③基礎的な知識・技能をしっかりと身につけさせる指導や取組の充実

生きて働く知識・技能を、子どもに身につけさせるために、だれもが分かる授業を展開していきます。

また、つまづきやすい内容の確実な習得を図るために繰り返し学習を行います。そのためにコンピュータの活用をはじめ実態に応じた個別学習の充実を図るなどして知識・技能の習得に努めます。

④思考力・判断力・表現力等を育成する指導や取組の充実

国語をはじめ各教科等において、記録、要約、説明、論述等の言語活動を取り入れ、言語の力を高めるための学習を充実させます。

また、主体的・対話的で深い学びの実現に向け、タブレットや電子黒板等の情報機器の活用や、様々な授業形態の工夫などの授業改善に努めます。

⑤学びに向かう力を高める取組の充実

本市独自の教材や学習環境を積極的に活用することで楽しい授業づくりを進めます。また、校外学習や体験活動の機会を増やしたり、専門性の高い外部講師を活用したりして、子どもの学習に対する興味・関心が高まるように努めます。

⑥多様なニーズを要する子どもに対応した教育機会の充実

障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り共に十分な教育を受けられるように多様で柔軟な仕組みを整備します。また、子どもたちが安心して教育を受けられる魅力ある学校づくりを推進するとともに、不登校の子どもに対する多様で適切な教育機会の確保に努めます。

⑦外国語活動の充実

A L T（外国語指導助手）や小学校外国語活動インストラクターを配置して、外国語科や外国語活動の授業における子どものコミュニケーション能力（身近で簡単な事柄について、外国語で聞いたり話したりして、自分の考えや気持ちなどを伝え合う力）の向上に努めます。

⑧キャリア教育の推進

様々な施設や事業所との連携により職場体験学習の充実を図り、望ましい勤労観・職業観や人生観を育てる体験を支援します。

⑨郷土学習の推進

ふるさと海津の歴史や自然にふれ、地域について学ぶことを通して郷土愛を育むための地域教材として「海津市郷土学習の手引き」を活用します。

(施策4) 教育環境の整備・充実

施策の方針

子どもたちの安全・安心を確保し、超スマート社会(Society5.0)※の実現に向け質の高い教育を支える教育環境の整備・充実を進めます。

●現況と課題

学校施設は、子どもたちの学習・生活の場であり、学校教育活動を行うための基本的な教育条件であるため、充実した教育活動を存分に展開できるよう、機能的な施設環境を整えるとともに、快適で十分な安全性、防災性、防犯性や衛生的な環境を備えた安全・安心なものとする必要がある。

本市では、すべての学校施設(校舎・屋内運動場)の構造部分の耐震化や空調設備の充実を図っているものの、非構造部材の耐震化、洋式トイレウォシュレット化などの整備は十分ではありません。また、通学路安全点検の実施により改善すべき通学路の増加や、施設の経年変化による老朽化など不具合が生じてきている箇所も多くあります。

今後、学校の小規模化に伴う教育上の課題に的確に対応するため、学校の統合を行う場合や、小規模校の存続を図る場合のいずれにおいても、将来の児童生徒数の動向や地域の実情等も見極めつつ、既存ストックを有効活用しながら、効率的かつ効果的な施設の整備を実現していくことが必要であります。また、アンケート結果において、子どもたちが授業をもっと好きになる理由や教職員が学校施設や設備等について、特に充実・改善してもらいたい事柄でも「情報機器※の充実」が最も大きな割合を占めており、超スマート社会(Society5.0)※の実現に向けICT※を最大限活用することが求められています。

●基本施策

①学校施設の老朽化対策及び長寿命化対策

経年劣化により改修を必要とする施設を点検し、施設の適正な規模や長寿命化を踏まえ大規模改修などの整備を計画的に進めます。また、学校施設の非構造部材の耐震化及び必要に応じた洋式トイレウォシュレット化の充実を図ります。

※情報機器：情報を処理したり情報にアクセスするための機械。タブレット端末やコンピュータとその周辺機器など。

※Society5.0:サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合(ソサエティ)させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。または、狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く、人類史上5番目の新たな社会。

※ICT:情報・通信に関する技術の総称。情報通信機器を利用した情報や知識の共有、伝達と言ったコミュニケーションツールの情報技術。

②教育環境の情報関係設備

情報活用能力の育成、デジタル教科書の開発・活用の推進を含むICT※を活用した効果的な授業の実現及び教職員の業務負担軽減など、授業・学習面と校務面の両面でICT※の活用や整備を推進します。

③安全な通学路の確保

交通事故の抑止を図るとともに、児童の安全で安心な通学路の確保に向けた道路環境整備を関係機関と協力しながら推進します。



(施策5) 豊かな心の育成

施策の方針

心のふれあいを大切にした温かい人間関係を通して、子どもたちの豊かな心を育みます。

●現況と課題

子どもの豊かな心の育成を目指して、特別の教科である「道徳」の授業を要とするすべての教育活動の場で、適切な教材の活用、ボランティア活動や自然体験活動、地域の人々とのふれあいなどを進め、道徳教育の充実を図っていく必要があります。

各学校では、子どもの成長過程や実態等を把握し、発達の段階に応じた指導目標を明確にして善悪の判断や自主・自律及び共同の精神、遵法精神、郷土を愛する態度、生命の尊重等がバランスよく身につくよう、指導内容や指導方法を工夫しています。

今後も、学校、家庭、地域との連携強化を図り、世代を超えた道徳的価値観を共有することにより、子どもの豊かな心や道徳性を地域社会全体で高めていく取組を推進していく必要があります。

●基本施策

①道徳教育の充実

自主性や自律の精神、自他の生命を尊重する心、基本的な生活習慣や遵法精神、社会の形成に主体的に参画する態度など新しい時代を、人としてより良く生きる力を育むため、その基盤となる道徳的心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養う道徳教育を「特別の教科道徳」をはじめ教育活動全体を通じて推進します。

そのためにも、保護者や地域との連携を深め、子どもの道徳性を地域社会全体で高める道徳教育を実施します。

②多様な体験活動の推進

各学校の実態に応じ、各教科や総合的な学習の時間、特別活動など教育活動全体を通じて、自然体験、社会体験、ボランティア体験、異学年や高齢者との交流活動などの体験的・実践的活動を推進し、子どもの豊かな感性や情操を育みます。

③人権教育の推進

人権尊重と人間平等の基本理念を確立するとともに、人と人との間に存する偏見を解消する指導を行い、不合理な差別をなくし、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる教育を推進するよう努めます。また、家庭及び地域社会において人権意識の高揚を図るよう努めます。

(施策6) 教職員の資質の向上

施策の方針

個々の教職員の力量と組織での対応力の向上を図ります。

●現況と課題

子どもの成長や発達、人間形成に大きな影響を与える教職員には、教育者としての使命感や倫理観、幅広い専門的知識や豊かな教養、そして、これらに基づく実践的な指導力が求められています。また、社会の変化や保護者の価値観の多様化といった今日的課題に的確に対応していく力も必要になっています。

そのためには、教職員の資質・能力を絶えず向上させるため、教職員一人一人の経験や職務に応じた研修の充実を図るとともに、教職員としての専門性の向上や今日的な教育課題への対応力向上など、時代のニーズに応じた研修を実施していく必要があります。また、アンケート結果から、教職員の事務負担の軽減をすることで子どもと向き合う時間を確保することが最も重要であることが明らかになりました。

今後は、教職員としてのキャリアに応じた専門性や今日的な教育課題への対応力の向上を図るため、大学をはじめとする関係機関との連携も生かしながら、教職員研修の充実を図ることが求められています。

●基本施策

①「海津市教育のスタンダード※」の活用

だれもが実践でき、だれにも力をつけることができる指導理念である「海津市スタンダード※」の理解と実践を図ります。また、学級経営力、授業力を高めるために、小中学校教員が互いの教育課程や指導内容のつながりを把握し、義務教育9年間で児童生徒を育てます。

②教職員研修の充実

海津市教育研究所を核として、教職員の経験や時代の変化に応じた研修の充実を図ります。また、教員としての専門性や今日的な教育課題への対応力を高めるため、大学などの関係機関との連携を強化します。

③特別支援教育に関わる教職員の研修

特別支援コーディネーター等を中心として、園・学校の全職員が計画的な研修を行う事を通して、特別支援教育に対する理解を深めるとともに、就学前から園や特別支援学校との連携も図りつつ、組織的な動きを支援します。

※教育のスタンダード：良い指導を構築するために共通して取り組む原則や指導の在り方

④研究授業や公開授業、交流授業等の促進

市内小中学校での公開授業の参加や、就学前一小、小一中との交流授業を促進したり、中一高との連携を図るなどして、資質向上に努めます。

⑤子どもと向き合う時間の確保

教職員の事務負担の軽減は、教職員が授業や授業準備などに集中し、子どもと向き合う時間を確保するとともに、心身の健康を損なうことがないように、教職員の勤務時間及び内容に関する実態改善に向けた総合的・計画的な取り組みを推進します。



(施策7) 学校給食の充実及び食育の推進

施策の方針

子どもたちが自ら健やかな体をつくることに興味をもち、積極的に健康や食生活にかかわる態度を育成します。また、学校給食における公会計事務※の実施及び緊急時対応の実施に向けた取り組みを目指します。

●現況と課題

アンケート結果では、海津市の子どもたちは、毎日、朝ごはんを食べている割合は約86%となっていますが、ほとんど食べない子どもたちも約4%の割合でいるとの結果です。これは、国民の生活水準が向上し、食生活が豊かになった一方で不規則な生活による食生活の乱れという新たな問題も見られます。また、子どもの体位は向上していますが、栄養の偏りや運動不足等による肥満・痩身傾向、体力の低下などの健康問題も生じてきています。

学校給食は、これらの食事環境に置かれている子どもに対し、心身の成長はもとより、生涯を通じて健康な食生活に関する理解を深めていくこと、自己の健康について自ら判断し、実践できる態度を培っていくことなど、重要な意義や役割を果たしています。

現在、市内の小、中学校・認定こども園・海津特別支援学校に対し、1日、約3,300食の配食をしています。その給食費の徴収は、保護者から小中学校・園などへ納めて頂き、その後、小中学校・園などから市が発行した通知書により納めています。

子どもの健康を取り巻く問題が深刻化している中で、今後は、食に対する正しい知識や望ましい食習慣を身につけさせる必要があります。また、給食費の公会計事務化※についても、学校における働き方改革に関する総合的な方策について検討が求められるところであります。

●基本施策

①地域全体で取り組む食育の推進

年間指導計画に基づき、学校・園、家庭や地域との連携を深めた望ましい食育を推進します。また、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう現在も行っている栄養教諭の学校訪問時に食育の推進をより一層推進していきます。

※公会計事務化：市において給食費の歳入、歳出を管理すること。

②学校給食の充実

郷土料理や外国料理だけでなく、時代の要請に即した献立を取り入れ、栄養バランスの取れた魅力ある学校給食の提供をめざします。

また、地場産物の活用を図り、食育の生きた教材となる学校給食の充実と安心・安全な学校給食を提供します。

③学校給食の衛生管理と事故防止の徹底

衛生管理や事故防止の徹底を図るため、調理場を含めた給食施設・設備の適正管理に努めるとともに、給食調理員や学校給食関係職員の資質向上に努めます。

④効率的な運用

効率的な運営を図るため、調理・配送業務の民間委託を継続します。

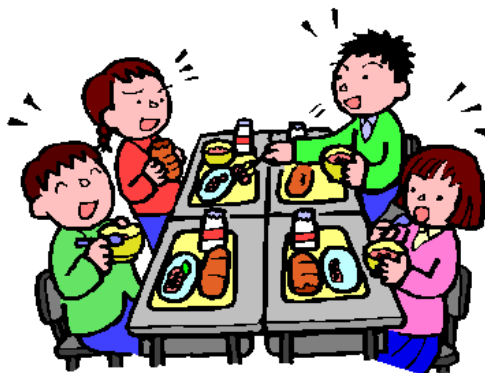
また、運営費の抑制のため電力デマンド監視システムを継続します。

⑤学校における事務負担の軽減

教職員の働き方改革として、教職員の事務負担の軽減に向けた、業務の役割分担・適正化を進めるため給食費の公会計事務化※に向けて調査・研究を進めます。

⑥給食の提供における緊急対応

全ての学校の給食提供を担っており、機械等の故障による迅速な対応や災害発生における給食の提供にむけた緊急対応の取り組みについて調査・研究を進めます。



※公会計事務化：市において給食費の歳入、歳出を管理すること。

(施策 8) 児童・生徒の減少に伴う課題の検討

施策の方針

今後、少子化が進むことが予想される中、義務教育の機会均等や教育水準の維持・向上の観点から踏まえ、学校規模の適正化や学校の小規模化に伴う諸問題への対応について継続的に検討していきます。

●現況と課題

児童生徒のアンケートや学校保護者アンケートでは、「学校の児童数について、どのように感じますか」との問いに対し、「今のままで良い」と感じている児童は 59.7%、保護者は 66.7%と高い割合を占めています。

しかしながら、少子化の波は海津市にも容赦なく押し寄せており、すでに複式学級※の編成による小規模校も 1 校あり、市内小学校 10 校のうち、5 校が全学年単学級という状況にあります。

児童生徒一人一人にきめ細やかな対応が可能な反面、子どもたちがより大きな集団の中で切磋琢磨する機会が少なくなることや、教職員の配置など教育環境が十分に整えられるかどうか考える必要があります。

さらに、地域社会においての人間関係の希薄化や核家族化、共働きによる家族形態の変化や地域コミュニティの衰退など家庭や地域が従来の教育力を発揮できない状況にあることから、学校が小規模化することに伴う課題がこれまで以上に表面化している状況であります。一方、学校は、児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、防災、地域の交流の場など地域の貴重なインフラとしての機能も併せもっています。

これまで、『市内小学校の適正規模・配置については、複式学級※の編成が懸念され、地域住民から統廃合を望む機運が高まったと判断されたときに適正配置に関する検討を行う。』としてきた考え方と併せて、今後の児童数の推移及び教育的効果等を総合的に鑑み、広く児童や保護者、地域住民、教職員等関係者の意見を伺い、中期・長期を見据えた教育委員会としての適正規模・適正配置に関する方針を示す時期に来ていると考えられます。

●基本施策

①「海津市小中学校の適正規模等に関する検討委員会」の活用

児童生徒の減少が進む中で、学習環境の充実、活性化、指導の充実、教育水準の維持向上を図る観点から学校規模の適正化や学校の小規模化に伴う諸問題への対応について継続的に進めます。

※複式学級：二つ以上の異なる学年を一つにして編制した学級をいう。

岐阜県基準：1 年生を含む 2 の学年は 8 人以下

それ以外の 2 の学年は、15 人以下

基本目標 3 生涯学習環境の整備・充実

(施策 9) 継続的な学習・交流の場の形成

施策の方針

生涯にわたって、「いつでも」「どこでも」「だれでも」「何からでも」主体的に幅広い生涯学習の機会を享受できる学習環境の整備を図り、一人一人の「生きがいつくり」や「地域を支える人づくり」など豊かな生活を送ることができるよう、学習環境の形成に努めます。

●現況と課題

本市では、公民館などを会場として、講演や講座・教室などで必要と思われる様々な学習課題の支援を行っています。地域課題・現代的課題の啓発、興味や問題意識を共有する仲間づくりにつながることを目的とした講座などを実施し、継続的な学習・交流の場を形成することに努めています。また、学習者の立場に立ち、部局間の連携・調整を図るなど情報を共有し、学習環境の整備にも努めています。

しかし、心豊かな生活を送るために、それぞれの目的や多様なニーズに応じた学び、多様なライフスタイルを確立し、生きがいや生きる喜びを見いだすことは、常に必要となります。

今後は、さらに多種多様な学習意欲をもった市民の増加が予想されるため、学習機会の情報や支援、学習環境の充実が必要不可欠になります。

そのため、情報のネットワーク化を進め気軽に集まり主体的かつ共に学び合える継続的な学習・交流の場の形成が求められています。

●基本施策

①生涯学習ニーズの把握

市民の生涯学習ニーズを的確に把握して、講座の開設や既存講座の見直しなどを行い、目的に応じた学習内容に努めます。

②学習情報の整備

各種講座や教室など、市民が学習の機会に関する情報を得る手段としては、市の広報紙やインターネット、口コミ等が考えられます。

最新の情報を提供するために学習情報を集約し、メディア等の活用し、連携が図れるように努めます。

③社会教育施設等の設備とネットワーク化

公民館や図書館などの社会教育施設において、地域コミュニティ形成の拠点としての役割を果たし、だれもが気軽に立ち寄り、情報交換や交流ができる場となるように改修等を計画的に進めます。

また、学習機会の確保や公平性を考慮しながら、施設の統廃合やネットワーク化の検討を進めます。

(施策 10) 多様な学習機会の提供

施策の方針

生きがいもち、文化的で心豊かな生活を送ることができるよう、共生を地域の中での学習活動を通してめざします。

●現況と課題

本市では、公民館をはじめとする公共施設などにおいて、趣味教養、芸術文化、健康に関する学習など、様々な学習機会の提供を行っています。また、近年では、参加者が固定化する傾向にあることや、社会の変化に伴い、時代に即したテーマや、同じ価値観・問題意識をもつ仲間づくりが求められる事などから高度で多様なニーズに対応した学習機会の提供にも努めています。一方で、子どもからお年寄りまで幅広い年代の市民が、さまざまな分野の学習ができることや、「いつでも」「どこでも」「だれでも」「何からでも」気軽に学べる学習体制も求められており、公民館などに限らず、家庭・地域・学校における学習機会の拡充が重要となっています。

このため、世代に適した学習機会の提供に努めるとともに、多くの市民が豊かな心を育み、自分の興味、関心をもてるよう大学や関係教育機関、県、近隣市町、市民活動団体との学習情報の共有・連携を図る必要があります。

●基本施策

①生涯学習活動と指導者の育成

市民一人一人が生涯学習を通じて、心豊かに多様な学習活動ができるよう、講座の充実や芸術・文化に接する機会の提供、指導者の発掘・育成に努めます。

②生涯学習の意識啓発

生涯学習の重要性について啓発に努めるとともに、学習希望者に対する働き掛けを進め、生涯学習の機会を増やします。

③図書館や歴史民俗資料館等の学習機関の機能充実

市民の多様で高度化する学習ニーズに応えるため、図書等の学習機関を一層充実させ、利用者へのサービス向上と専門性の高い学習機会の提供に努めます。

(施策 11) 新たな学習活動への支援

施策の方針

地域の文化、地域性を大切にし、生きがいづくりと地域づくりにつながるまちづくりをめざし、市民力を活かした多様な学習活動や学習支援に努めます。また、市民と行政が共生できる魅力溢れる生涯学習の推進を図ります。

●現況と課題

経済の発展、情報化、少子高齢化などの様々な社会変化の影響を受け、社会全体が地域との関わりを敬遠する傾向にあります。一方では、多くの市民がふるさと海津を大切に思い、地域の発展を願っています。こうした中、行政は、人権、歴史文化、趣味教養、芸術などバランスの取れた生涯学習活動の推進により、まちづくりがめざす人づくりに市民力を活かしながら、市民との協働を生み出す手立てを模索しています。

生涯学習活動が、魅力に満ち溢れ、喜びを感じるために、専門的な知識・技能、仕事で培ったノウハウを有している人材や市民の企画力を積極的に活用し、地域人材の発掘と登用で、新しい生きがいづくりを図る必要があります。また、生涯学習講座の受講生が、学習活動の持続力がつながらるように、学習で学んだ知識や技能の成果を活かす機会がもてるようにする必要があります。このように市民力を生かした循環型社会教育の学習活動支援と地域リーダーの育成は必要不可欠です。

●基本施策

①学習活動を支援する人材の活用

退職者や学習修得者がこれまで培ってきた技術やノウハウを地域の活動やボランティア活動を通じて、住民に還元できるよう環境づくりと人材の確保に努めます。

②高齢者のもつ技能の伝承

地域の歴史や風習などの伝承を通して、子どもと高齢者がふれあう機会を支援し、多世代にわたる市民の交流を推進します。

③学習機会の充実

市民の学習ニーズに対応した学習機会を支援するとともに、市民協働や関係機関と連携・協力による学びの場の支援を図ります。

基本目標 4 青少年の健全育成・地域交流の推進

(施策 12) 地域で進める青少年の健全育成

施策の方針

世代・地域・心のつながりを強化し、地域ぐるみで良好な環境づくりを進め、青少年の健全育成を進めます。

●現況と課題

青少年を取り巻く環境は、ICT[※]の発展や少子高齢社会の進展、人口の減少などにより大きく変化しています。

一方、地域においても、対人関係の希薄化や地域コミュニティの衰退、青少年の社会的自立の遅れなどの諸課題も顕在化してきており、家庭、学校、地域、関係団体、行政が協力し合い、子どもの健全育成に取り組むことが重要となっています。また、アンケート結果から携帯電話やスマートフォンを持っている子どもも多く、その使用について「約束事を決めていない。」という割合も少ないながらあることがわかりました。スマートフォンなどの情報通信機器の取り扱いを定めた『あったかい絆宣言』を知っている人は、約 89%と高い割合ですが、未だ全ての保護者に知られていないとの結果でありました。

●基本施策

①「こども健全育成指針」の推進

海津市青少年問題協議会において策定している「海津市こども健全育成指針」を基に市民に周知し、市民ぐるみで推進します。

②子どもの生活習慣の確立に向けた支援

子どもの基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上につながる活動の情報モラル教育の一環として、『あったかい絆宣言』を広く周知し、学校やスクールサミット[※]等を通して情報機器を適切に利用できるよう取り組みます。

③組織的な活動の充実

青少年の非行防止と声かけ事案などからの被害防止を目的として、地域のスクールボランティアやこども 110 番などによる見守り活動や、広報啓発等を行い、環境浄化活動の充実を図ります。

また、家庭・学校・地域社会・警察・各種団体と連携を図り、協力体制を強化し、安全・安心な地域ネットワークを築き、地域の見守り力を高めていきます。

※ICT：情報・通信に関する技術の総称。情報通信機器を利用した情報や知識の共有、伝達と言ったコミュニケーションツールの情報技術。

※スクールサミット：市内全ての小中学校、海津明誠高校、海津特別支援学校の代表者が集まる会議。保護者、学校、地域はオブザーバーとして参加。

④ 青少年教育の充実と地域社会の教育力の向上

子どもの主体性や社会性を育むために、新成人が自ら企画する「成人の集い」の開催や子どもたちが自分で考え、自主的に活動することを目的とした子ども会活動が、異年齢交流の場として、家庭・学校・地域の連携が図ることができるように推進します。



(施策 13) 家庭と地域の教育力向上の推進

施策の方針

「あたりまえのことができる家庭教育支援」をテーマに基本的な生活習慣を整え、思いやりの心を大切にする家庭づくりをめざします。
子どもが健やかに育ち、生きる力を身につけ育む場の基盤となる家庭と地域の教育力を高めるための支援を充実します。

●現況と課題

家庭のあり方や子どもを取りまく環境が変化するにつれ、生活習慣の乱れや規範意識の低下が懸念されています。子どもの将来を願うがために子育ての不安感が高まったり、多彩化する子どもの個性や成長による自我の発達に戸惑いを感じたり、親子の関わりをうまく築いていけないといった問題も起きています。これは、核家族化により子育ての経験や家庭に求められる教育が世代間で受け継がれにくくなっていることが要因の一つになっています。

また、学校生活に順応できなくなり不登校や引きこもり傾向にある児童・生徒も増加傾向にあることから、児童生徒や保護者への支援体制の構築が必要です。

親が様々な悩みをもちながらも、子どもの個性に合わせた子育てができるよう、地域・学校・家庭との連携を図り、きめ細やかな支援と学習機会を提供できる体制を整え、家庭教育力の向上に努める必要があります。

●基本施策

①あたりまえのことができる家庭教育支援の推進

基本的な生活習慣を整え、思いやりの心を大切にする家庭を営む支援をします。また、公民館事業、地域活動、市民活動団体の協力を得て、親子が一緒に参加できる場を提供し、家族がふれあい、円滑な親子関係の構築と思いやりのある家庭づくりに取り組みます。

②子育て学習の提供と家庭教育相談体制の充実

多くの親が集まる機会を生かし、子育てや教育に対する家庭の役割、親としての力を高める講座の開催等を行います。また、様々な状況にある親のための学習機会提供と、専門諸機関と連携した相談体制を充実させ、子育ての不安を軽減できるよう図ります。

③地域と連携した活動の充実

子どもが安心して暮らせる環境づくり、地域の活性化、地域の教育力の向上のため、地域・学校・家庭との連携を一層深め子どもたちの学習支援や活動などに地域住民が関わりをもてるよう努めます。

(施策 14) 地域間交流・多文化共生※の推進

施策の方針

市民が幅広く、グローバルな視野をもてるように、歴史的つながりや姉妹都市など、関わりのある市町との交流や異文化理解などを推進します。

●現況と課題

本市では、歴史的なつながりをもつ鹿児島県霧島市と姉妹都市関係にあり、また山形県酒田市とは友好都市関係にあります。

毎年、本市と霧島市及び酒田市との間で、子どもの交流事業を実施しています。

霧島市生徒交流事業には、毎年、5月には市内の中高生が霧島市を訪問し、ホームステイや学校交流会、薩摩義士頌徳慰霊祭に参加しています。また、8月には霧島市の中高生が海津市を訪れて友好親善を深めています。

また、酒田市については、今後の参加希望者確保等、進め方についての検討が必要となっています。

また外国人の増加や、2020年には東京オリンピック。パラリンピックの開催をはじめ、国内においても外国人と交流する機会が増えることが考えられます。そのため、国際感覚が豊かな人材の育成や交流機会の充実などの多文化共生※を理解するための取組が必要となっています。

●基本施策

①交流教育の充実

国内における姉妹都市・友好都市との地域間交流について、市民の関心と参加を高める情報発信に努め、交流活動を通じて、相互の文化や歴史・習慣等を学び、友情を深め、両市の友好・親善を推進します。特に、交流事業に参加しやすいような環境づくりを整備し、幅広い視野をもつ人材の育成に努めます。

②多文化共生※の推進

多文化共生※の地域づくりを推し進める必要性が増しているなか、多様な価値観を理解するため、豊かな国際性の習得と、様々な国の異なる文化や価値観の理解を深める教育に取り組みます。

※多文化共生：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく地域社会の構築。

基本目標 5 文化の振興

(施策 15) 文化の継承と発展

施策の方針

先人が残した貴重な文化遺産を後世に引き継ぐために、保存及び保護、活動支援、調査研究を推進し、歴史的価値を高めるとともに、郷土の文化資源として活用することにより、地域の活性化を図ります。

●現況と課題

長い歴史とともに発展してきた海津市は、多くの文化遺産や伝統芸能を今日に伝えています。市内には、国・県・市指定文化財などが73件あり、ほかにも、未指定ながら価値を有する文化財や祭祀、遺跡などが各所に散在しています。

これらは、その意義や性格を考えると、できる限り現状のまま保存し、後世に伝えていくことが重要ですが、生活環境の変化や産業の進展による破損・散逸によって保存の継続が危ぶまれているのも事実です。

こうした郷土の文化をより一層の保存・顕彰を図りながら価値観を高めるとともに、生涯学習などの文化資源として活用するため、調査・研究を推進するとともに、その基礎的情報の蓄積を図る必要があります。

併せて、これらの文化財を広く市民に知らせるため、公開活用する事業を実施することが求められています。

また、市の指定文化財については、指定基準の明確化が必要であると考えています。

<指定・登録文化財の状況>

(単位：件)

区 分	国		県指定	市指定	計
	指定	登録			
史 跡	1		6	13	20
名 勝				1	1
天然記念物	1		3	7	11
有形文化財		4		28	32
有形民俗				4	4
無形民俗				1	1
重要文化財			3		3
重要無形			1		1
合 計	2	4	13	54	73

●基本施策

①指定文化財の保存・保護活用、後継者の育成

所有者や管理者と協力して、その種別に応じた適切な保護管理体制の確立や史跡などの整備及び活用計画の作成を進めます。

また、後継者の育成について支援をするなど、文化財の周知に努め、保存・保護を図ります。

②文化財や伝統芸能の資料収集及び調査研究

遺跡や歴史資料など郷土資料の収集・調査・研究を行うとともに、新たな文化財の掘り起こしに努めます。また、それらの文化財や伝統芸能など歴史的価値を明らかにして、市民への学習教材などに活用していくための基礎的情報を蓄積します。

③文化資源の活用

地域の資源である文化財は、その価値観を高めることでふるさとに誇りをもつことに繋がるため、積極的に情報公開や活用を進めます。

また、文化財を活用することで、観光や文化振興など地域の活性化を図ることを目指します。

④指定文化財の基準の明確化

海津市文化財保護条例に基づき、その保存及び活用のため必要な措置を講じます。

また、文化財の登録基準については、今後の文化財愛護活動や広く一般市民を対象とした普及啓発活動にも取り組むため、明確な基準を設けることを目指します。

(施策 16) 豊かな自然と文化財を愛する心の育成

施策の方針

郷土の歴史や文化財に誇りと親しみをもてる普及・啓発活動を推進するとともに、市民が地域の文化遺産を知り、守り、伝えることによって、郷土に対する愛着や誇りなど文化財愛護に対する意識高揚を図ることで心の育成を目指します。

●現況と課題

養老山麓と木曾三川が織り成す自然や歴史、産業などを学び、郷土の成り立ちを知ることは、ふるさとに誇りをもち、地域に貢献しようとする豊かな心へとつながります。

こうした我々に誇りと愛着をもたらししてくれる豊かな自然と文化遺産を広く市民に公開し、普及啓発に努めていかなければなりません。そのため、市民に対して先人の足跡や郷土の自然を積極的に情報発信し、文化財愛護意識の高揚を図ることを目指します。

また、歴史民俗資料館の年間入館者は、平成5年の開館当時の4分の1になっており、年間入館者の増加を図ることを同じく目指します。

●基本施策

①文化財の情報発信と周知

文化財マップなど郷土の文化を紹介・案内する資料を充実し、史跡巡りや学習会などを行って、郷土文化を知る機会の充実に努めます。

また、文化財などを案内するボランティアガイド「おもてなし隊」との連携強化を図ることで観光にも繋がります。

②自然・歴史資源の発見と活用

市民が、郷土の貴重な自然・歴史文化を見て、歩いて、学べる機会の創出、地域や多様な分野の有識者の活用、メディアへの情報発信によるPRなどに努めます。

③歴史民俗資料館の運営の充実

資料館を訪れている入館者は、減少傾向にあることから、企画展の増加や歴史民俗資料館のリニューアルなどを検討し入館者の増加につなげるよう調査・研究を進めます。

(施策 17) 生きがいと共生・文化芸術活動の推進

施策の方針

地域の人々が、郷土の文化を愛し、生きがいを感じるような文化活動や創作活動を支援します。また、質の高い芸術にふれる機会を提供することで豊かな心を育むとともに、市民参加型による芸術創作活動に取り組める環境を提供します。

●現況と課題

近年における人口減少や少子化の進行、女性の社会参画による共働き世帯の増加などにより、これまで地域社会を支えてきた人と人のつながりが希薄化する問題があります。このような社会のなかで「文化・芸術」は、癒しと安らぎを与え、人と人が生きがいを感じる「心の豊かさ」を育み、「ゆとり」と「潤い」のある地域社会を形成するものとして期待されています。

本市では、公民館などで優れた芸術や音楽など身近にふれる機会として、舞台芸術観賞の提供や市民創作劇、合唱団などの市民参加型の事業を推進しています。

また、今後ますます多様化する価値観やグローバル化の進展など変化に応じた社会要請に応じつつ、地方公共団体、文化芸術団体、文化施設、民間事業者など関係相互による連携を視野に入れた総合的な文化芸術政策の展開が求められています。

●基本施策

①市民文化活動への支援

文化団体が行う活動は、これに参加する人たちの生きがいや自己表現の機会となるとともに、文化レベルの向上にもつながります。

このため、活躍の場の提供など活動しやすい環境づくりを整備し、その成果を発表する活動を支援します。

②文化や芸術に親しむ心の育成

文化や芸術に親しむ心を育むため、幼少期から優れた文化・芸術にふれあう機会を提供します。

③市民参加型による芸術創作活動の奨励

より多くの市民が生きがいと共生を目指すため、自ら企画し創作した文化芸術活動の推進に努めます。

④多様な芸術活動の支援

芸術文化活動の活性化を図るため、育成も含めた音楽や演劇をはじめとする様々なジャンルへ積極的に支援するよう努めます。

基本目標 6 スポーツ活動の振興

(施策 18) スポーツ活動の充実

施策の方針

市民が健康で活力ある生活が送れるよう、各々のライフスタイルやライフステージに応じて参加できるスポーツ活動機会の充実を推進します。

●現況と課題

本市では、地域を核としたスポーツ大会を開催し、地域スポーツ活動の推進を図るとともに、スポーツ推進委員による軽スポーツ教室を開催するなど、生涯スポーツの推進を図っています。

多くの市民は、スポーツが好きであり何らかのスポーツを行いたいと思っています。しかし、平成 26 年度の調査では、週 1 回以上スポーツを実施している成人は 37.5%にとどまっており、男性、女性、障がい者及び高齢者でこれまでスポーツに関わってこられなかった方々にスポーツを親しんでいただける環境づくりが必要と考えます。また、アンケート結果では、団体の活動を活発化するために市が行うものとして何が大切ですかとの問いに対し、「財政的支援」の次に「市民への意識高揚」の割合が最も多くなっています。

今後は、地域を核としたスポーツ活動が生涯スポーツ社会を実現する上で重要な役割を担うことから、市民がいつでもスポーツに親しめる環境づくりが求められています。

●基本施策

①子どものスポーツ活動の推進

子どもの健全育成のため、スポーツ少年団や学校部活動などスポーツの活動の場となる団体等の活動を支援します。

②高齢者や障がい者スポーツ活動の推進

室内でも気軽にできるスポーツ教室を開催し、高齢者や障がい者が楽しくスポーツに親しむ機会を提供するよう努めます。

③市民参加型スポーツ活動の推進

体育協会、スポーツ推進委員と連携して、各種スポーツ大会など、地域を核としたスポーツ大会の内容の充実を図り、だれもが気軽に楽しめる市民参加型のスポーツ行事を開催します。

④ スポーツ観戦機会の創出

「みる」スポーツを通して、さらに市民のスポーツに対する意識高揚を図るため、ボート、カヌー及びトライアスロン競技など海津市の特徴的なスポーツ環境を生かし、市民のスポーツ観戦機会を創出し、競技への関心を高めていきます。

(施策 19) スポーツ施設・備品の充実

施策の方針

市民が気軽に安全かつ快適にスポーツ活動ができるように、施設の充実を図ります。また、スポーツ備品の充実を図り、貸出しにより市民や団体のスポーツ活動への参加を支援します。

●現況と課題

本市のスポーツ施設としては、体育館(7ヶ所)、グラウンド(5ヶ所)、テニスコート(4ヶ所(内テニス兼用フットサルコート1面))のほか、柔道場、武道館、市民プール、グラウンド・ゴルフ場があります。また、小中学校の屋外運動場と体育館の教育施設を、社会体育の振興を図るためスポーツ開放しています。一方、市民プールは平成19年度より指定管理者制度を導入して管理・運営を民間企業が担っています。

このほか、国の施設として長良川サービスセンターがあります。施設には、長良川国際レガッタコースのほか、センターハウス(トレーニングルーム等)、テニスコート、サッカー場、ビーチバレーコートがあり、多くの人が汗を流しています。

今後は個々の体力や適性に応じたスポーツ・レクリエーション活動ができるための施設や設備の整備を図るとともに、老朽化した施設の統廃合を進めていく必要があります。

また、スポーツ備品の充実や貸出しにより、市民や団体のスポーツ活動への参加を支援します。

●基本施策

①体育施設の充実

社会体育施設の計画的な統廃合を進め、利用者が安全で快適にスポーツを楽しめるように環境づくりを進めるとともに施設の長寿命化とグラウンド・ゴルフ場の拡充を目指します。また、市民が身近な場所でスポーツを楽しめるよう、教育施設のスポーツ開放を継続的に進めます。

②スポーツ備品の充実

市民や団体のスポーツ活動を支援するため、スポーツ備品の充実を図り、出前講座などを通じてスポーツ備品である貸出品を利用した軽スポーツ教室を開催していきます。

(施策 20) 指導者・団体の育成

施策の方針

体育協会等の既存のスポーツ団体及び総合型地域スポーツクラブの活動を支援します。また、スポーツ指導者研修の充実を図ります。

●現況と課題

スポーツ団体は、子どもから大人までスポーツを継続的に行ったり、競技力を高めたりする上で活動の基盤としての役割を担っています。しかし、指導員の育成や参加者の停滞、高齢化がみられるスポーツ団体等の活性化が課題となっています。それぞれの団体の特性に応じた活動を支援するとともに、連携や役割分担を明確化するなどにより団体の充実を図る必要があります。

また、市民がスポーツに親しみ、技術を向上させるには、指導力が高く、幅広い視野と熱意を持った指導者の存在は不可欠で、各競技団体がジュニアからシニアに至るまでの指導体制づくりを段階的、継続的に行うことが重要です。

今後も、体育協会や各競技団体と連携を図りながら、指導者の育成に努めるとともに、指導者としての資質の向上を図り、競技スポーツの振興に取り組む必要があります。

また、2020年に東京オリンピックの開催により、スポーツ熱は益々高まるのではないかと考えられます。

●基本施策

①スポーツ団体の育成

体育協会などのスポーツ団体及び総合型地域スポーツクラブの活動を継続して支援しつつ、競技団体等の統廃合・法人化を検討し、持続可能な組織への転換を支援します。

②指導者の育成と確保及び活用

スポーツ指導者に対する研修を充実し資質の向上を図り、市民のニーズに合った指導が行われるよう指導者間の情報交換や情報共有を進めます。また、学校の働き方改革の推進に伴う部活動のクラブ化を関係機関と連携し検討していきます。

③競技スポーツ活動の支援

世界で活躍が期待される選手を支援し本市から2020年の東京オリンピック出場を応援します。

7 海津市教育振興基本計画の推進と進行管理

(1) 関係部局との連携

教育委員会部局と市長部局が連携を図りつつ、学校、家庭、地域のほか、関係団体との連携を強化しながら総合的に計画を推進します。

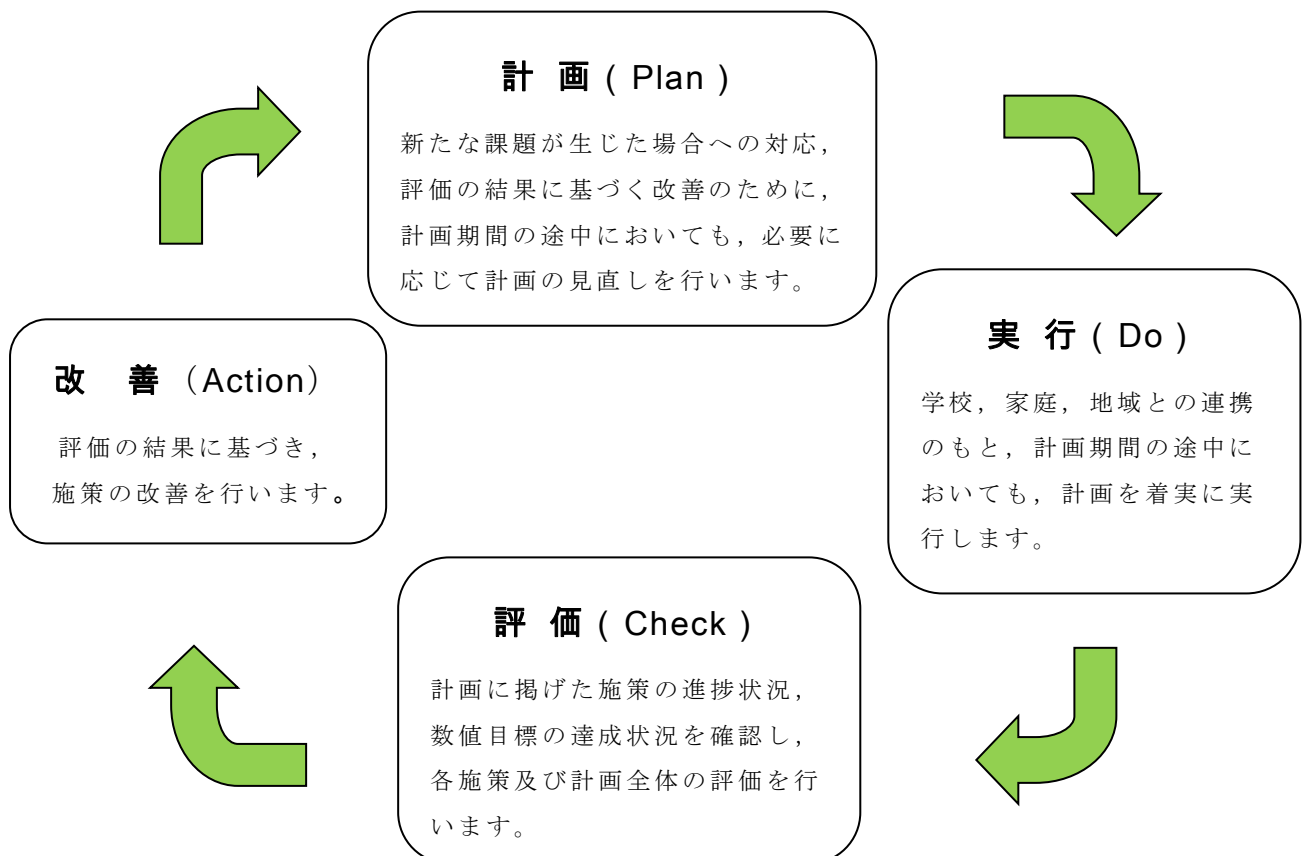
(2) 新たに検討が必要となる事項への対応

今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策の実施により、目標の実現をめざしていくこととしますが、急速に変化する社会の中で、教育が対応すべき新たな課題が生じた場合には適切・迅速に対応します。

(3) 計画の進行管理

本計画を効果的かつ着実に推進するためには、定期的な点検と結果のフィードバックが必要です。このため、実施した施策については、PDCAサイクルにより計画の進行管理を行います。

また、施策の点検・評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき実施する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を活用します。



資 料 編

1 海津市教育振興基本計画策定委員会の歩み

	日程	内容
第1回	平成29年 10月31日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・委員長、副委員長の選任 ・第2次海津市教育振興基本計画の策定について ・アンケート調査について
第2回	平成29年 11月29日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査の内容について
第3回	平成30年 2月16日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・海津市の教育の現状 ・第3次岐阜県教育ビジョンの策定について ・アンケート調査の結果について
第4回	平成30年 6月25日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・国の動向について ・計画の基本理念、目標及び計画の体系について ・第2次海津市教育振興基本計画(案)について
第5回	平成30年 10月5日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・県教育ビジョンの進捗状況について ・第2次海津市教育振興基本計画(案)の修正について(第1回目) ・パブリックコメント実施について
第6回	平成30年 10月26日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次海津市教育振興基本計画(案)の修正について(第2回目) 「郵送による修正案の協議」

2 アンケート調査の概要及び結果

1 調査の目的

本計画を検討していくため、児童・生徒等の学習状況や生活状況、家庭や地域における教育など様々な課題整理の基礎となるデータや意見を集約するため、アンケート調査を実施しました。

2 調査設計

(1) 調査対象

- ①児童生徒：小学校5年生及び中学校2年生（全員）
- ②保護者：上記①の児童生徒の保護者（全員）
：園児（年長組）の保護者（全員）
- ③教職員：小中学校教職員（県費負担職員のみ）
- ④関係団体：子ども会育成連絡協議会（理事20名）
文化協会（加盟団体120団体のうち30団体抽出）
PTA（各小中学校区代表1人）
スポーツ関係団体（全加盟団体45団体）

(2) 調査方法

- ①児童生徒：学校を通じて配布・回収
- ②保護者：学校（園）を通じて配布・回収
- ③教職員：学校を通じて配布・回収
- ④関係団体：子ども会育成連絡協議会：会議を通じて配布・郵送回収
文化協会：郵送での配布と回収
PTA：学校を通じて配布・郵送回収
スポーツ関係団体：郵送での配布・回収

(3) 調査時期

平成29年12月

(4) 調査内容

- ①就学前教育について
- ②児童生徒の生活状況について
- ③将来について
- ④教職員や学校について
- ⑤市の教育施策について
- ⑥家庭や地域の教育について
- ⑦生涯学習について
- ⑧団体の概要や活動状況について

3 回収状況

区 分	配布数	回収数	回収率
児童生徒	655	631	96.3%
児童生徒の保護者	655	616	94.0%
園児の保護者	105	93	88.6%
小・中学校の教職員	207	205	99.0%
関係団体	108	81	75.0%
計	1,730	1,626	94.0%

4 アンケート集計上の注意事項

- (1) 集計については、単純集計を行いました。
- (2) 回答結果の割合(%)は有効標本数(集計対象者総数)に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- (3) 複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。
- (4) 図表中において、「無回答」とあるものは、回答が示されていない、または、回答の判別が著しく困難なものです。
- (5) グラフ及び表の「n (number of case)」は、標本数(集計対象者総数)を表しています。また、「SA (シングル・アンサー)」は単数回答で、各設問について1つの選択肢のみの回答を示しており、「MA (マルチプル・アンサー)」は複数回答で、各設問に対して複数の選択肢を回答しています。

5 アンケートの掲載および集計表について

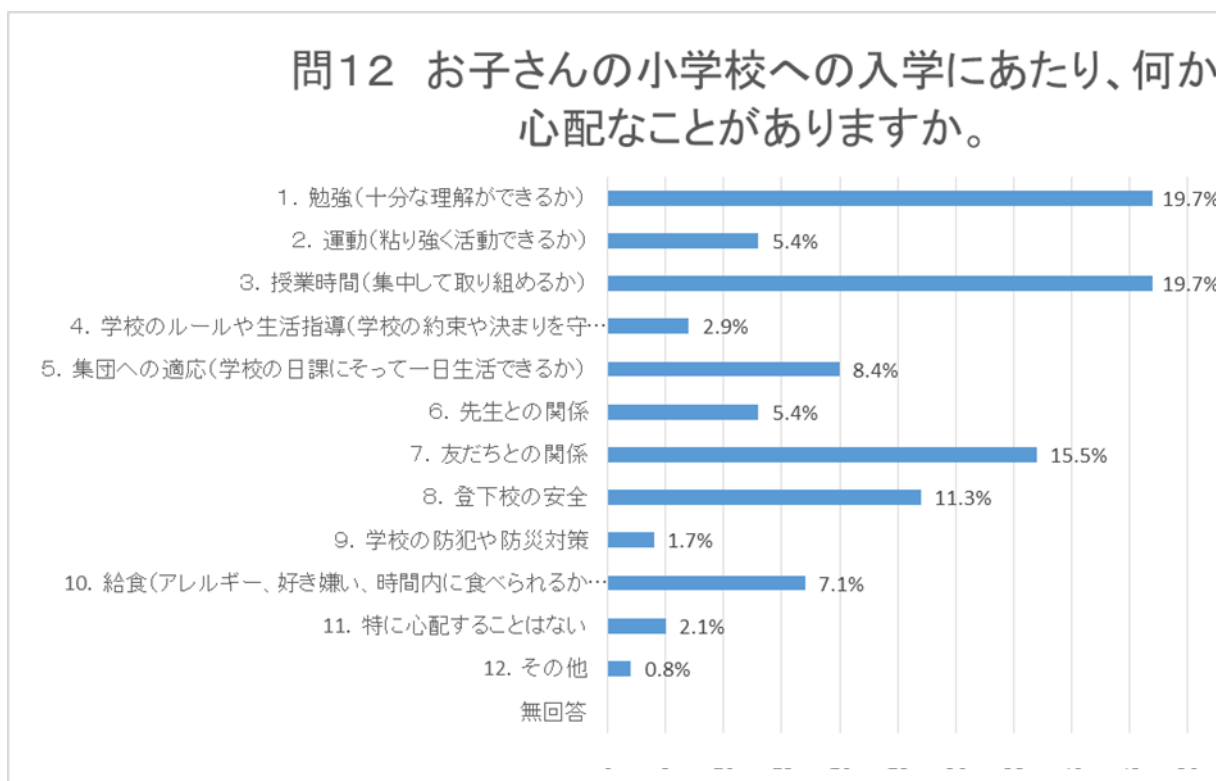
- ①アンケートは、調査対象者別に集計しています。
- ②アンケート集計および結果については、本計画の策定資料として活用した部分を抜粋して掲載しています。
- ③集計回答が「その他」にあてはまる場合および自由意見の欄において、取りまとめを行いました。

6 アンケート結果抜粋

【園児（年長組）保護者のアンケート調査より】

（主なもの3つまで○）

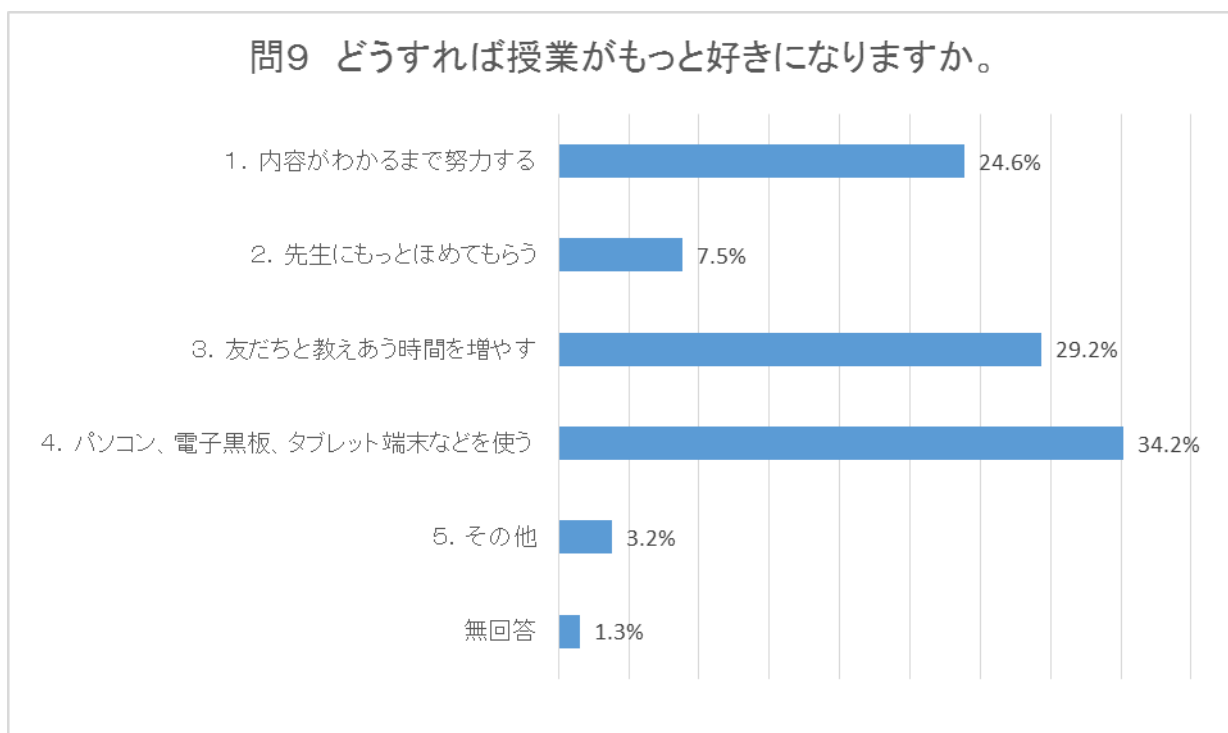
（MA）n=93



【児童生徒のアンケート調査より】

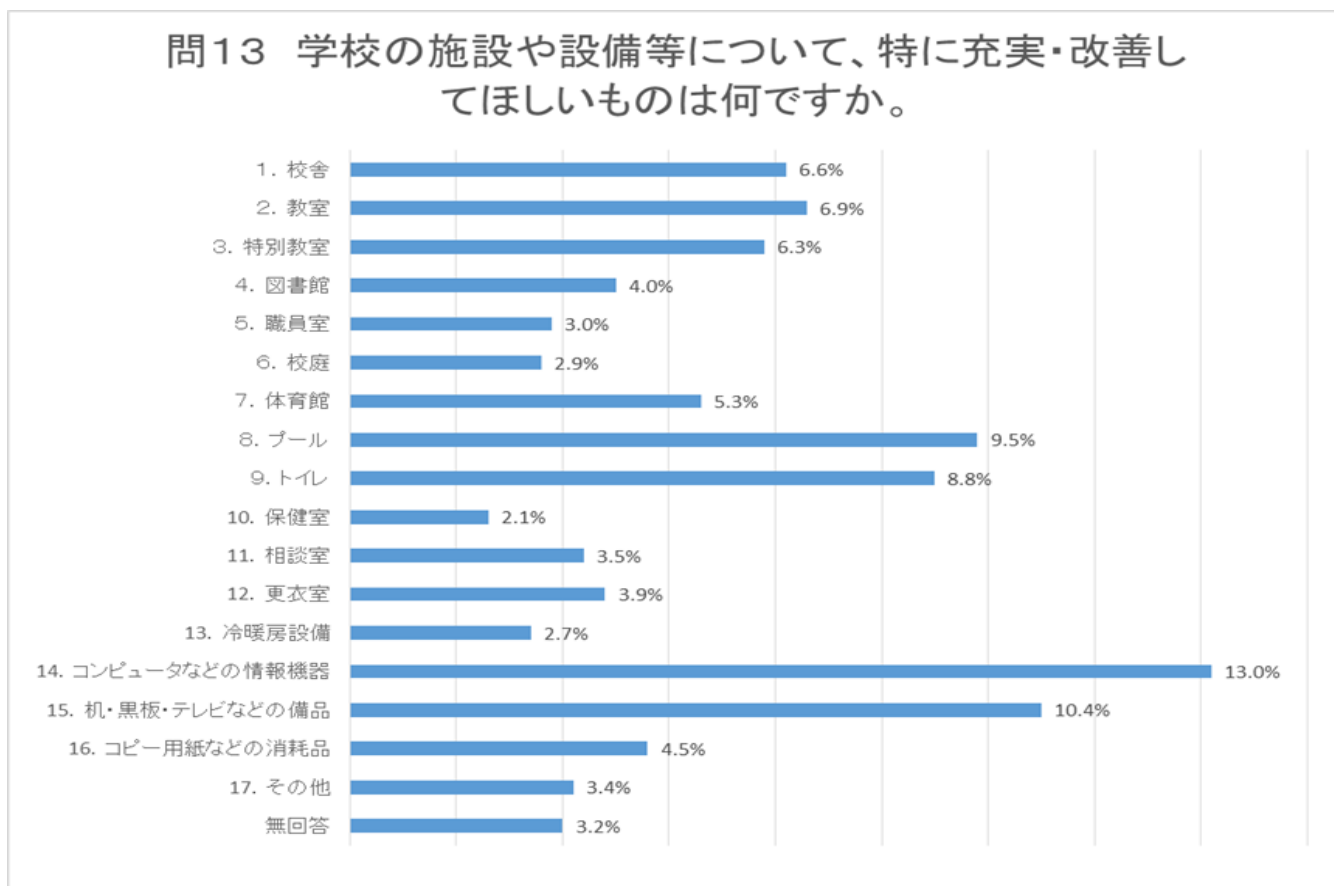
（あてはまるものすべてに○）

（MA）n=631



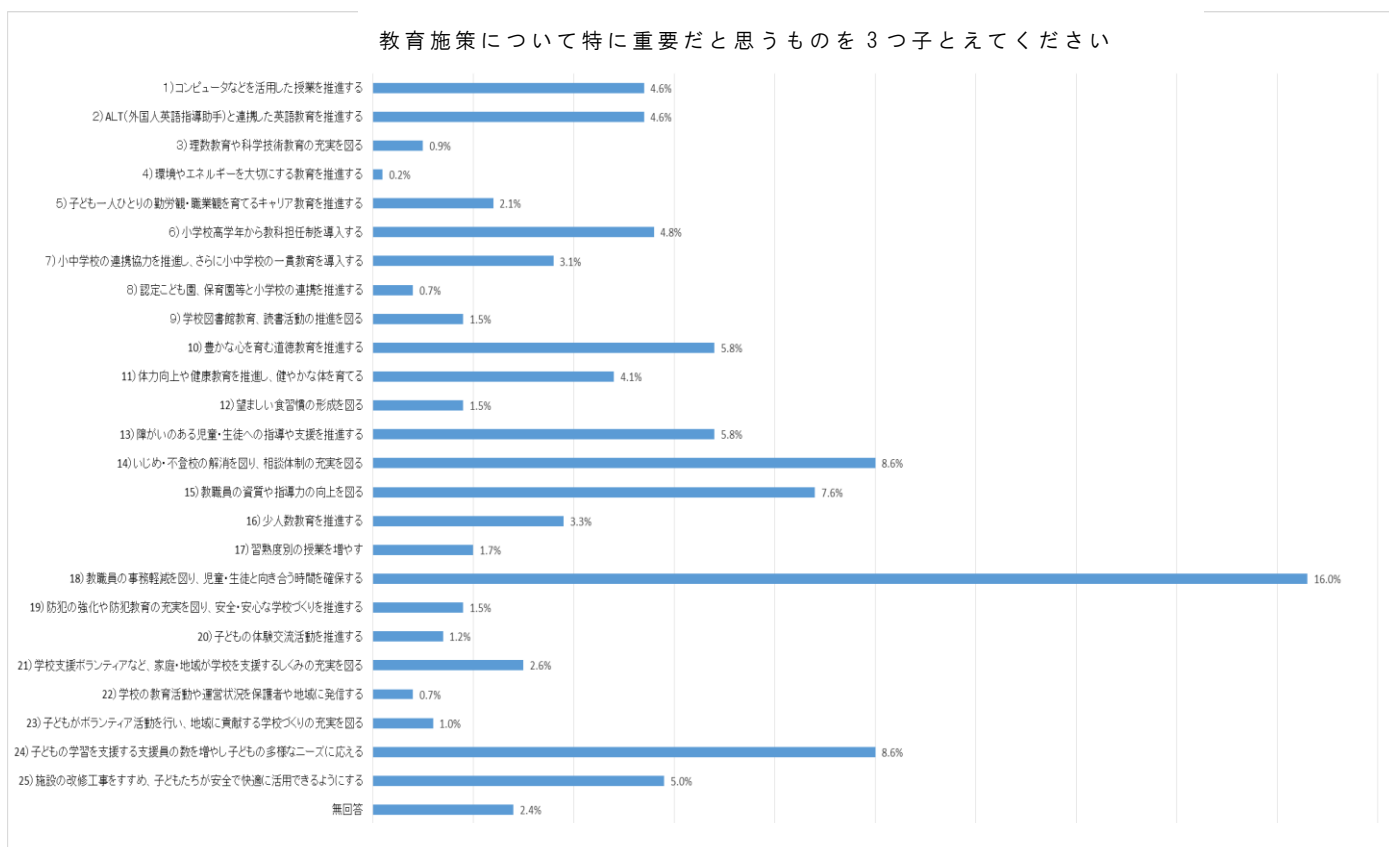
【教職員のアンケート調査より】
 (あてはまるものすべてに○)

(MA) n=205



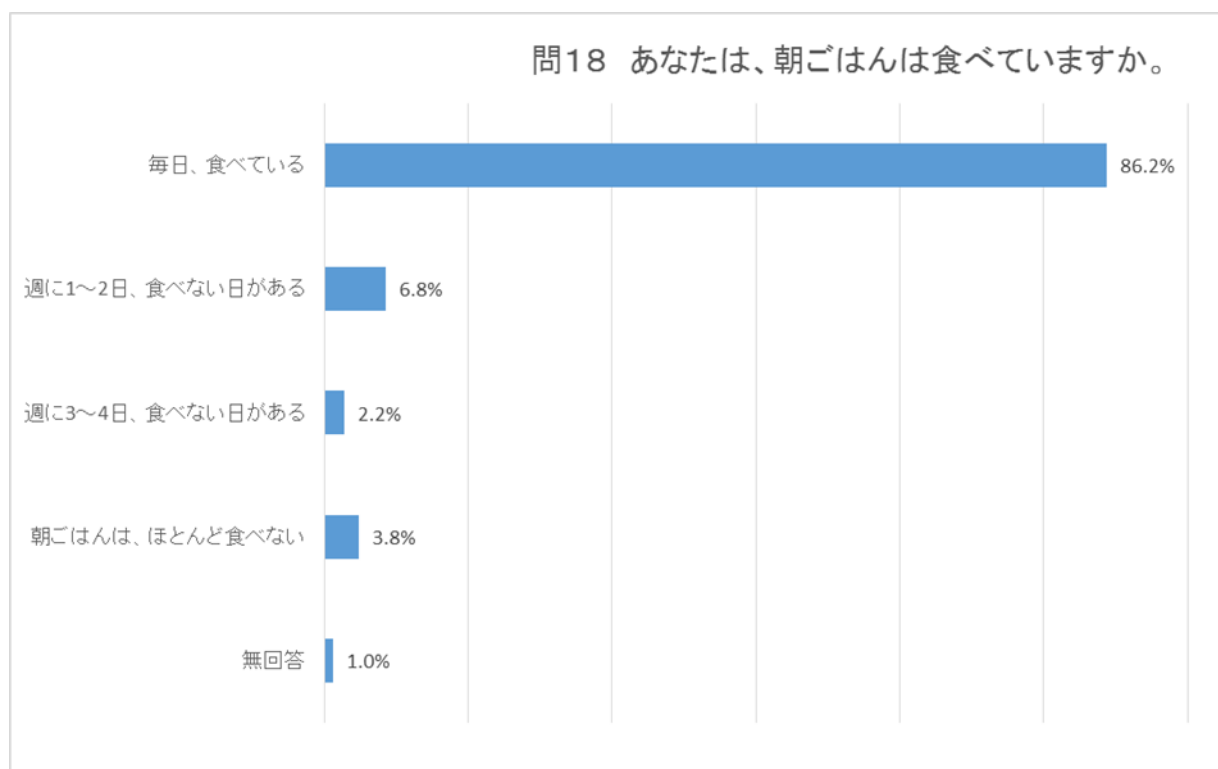
(特に重要だと思うもの3つ)

(MA) n=205



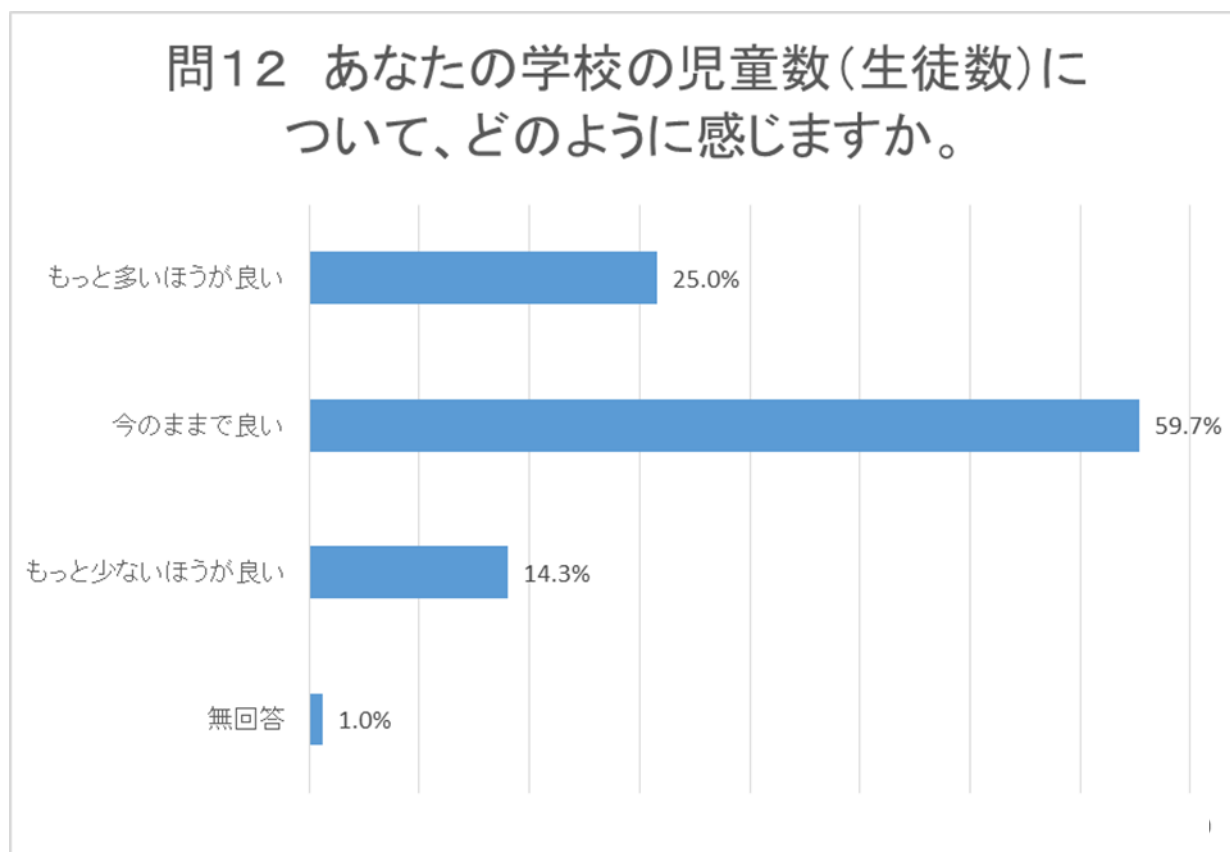
【児童生徒のアンケート調査より】
(ひとつだけ〇)

(SA) n=631



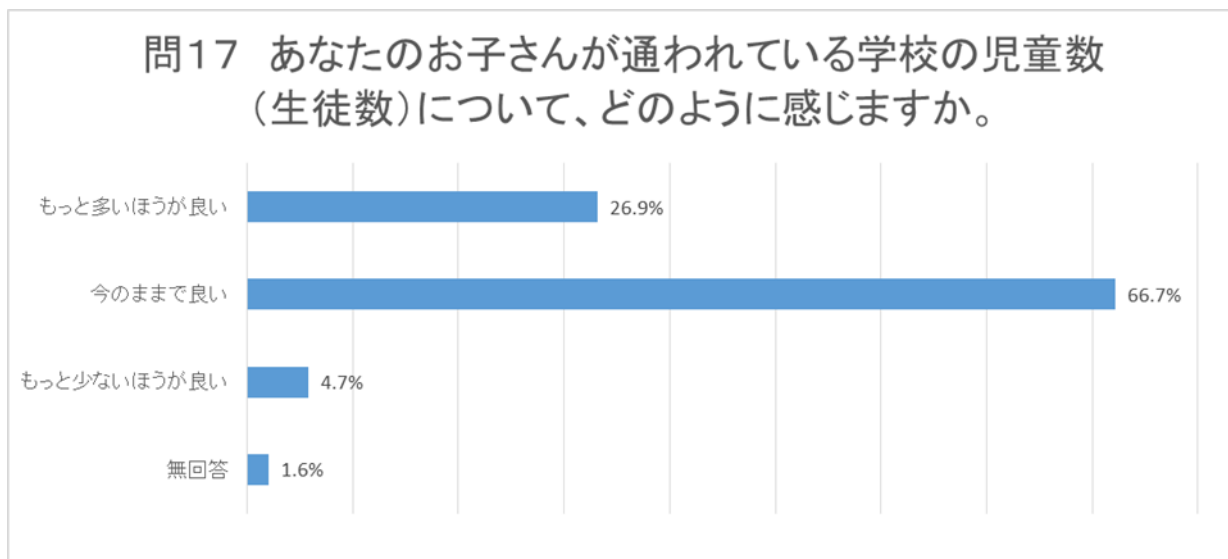
【児童生徒のアンケート調査より】
(ひとつだけ〇)

(SA) n=631



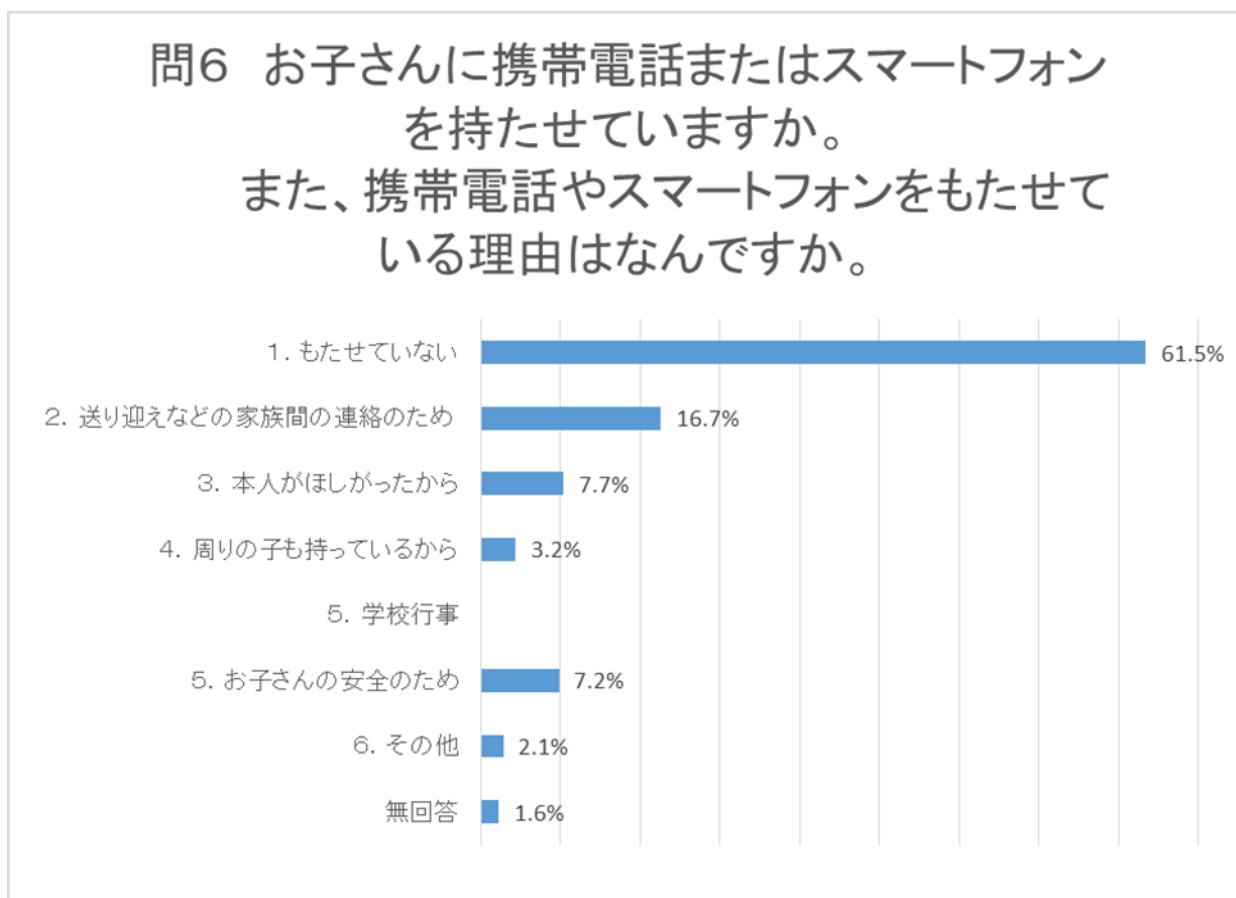
【学校保護者のアンケート調査より】
(ひとつだけ○)

(SA) n=616



【学校保護者のアンケート調査より】
(あてはまるものすべてに○)

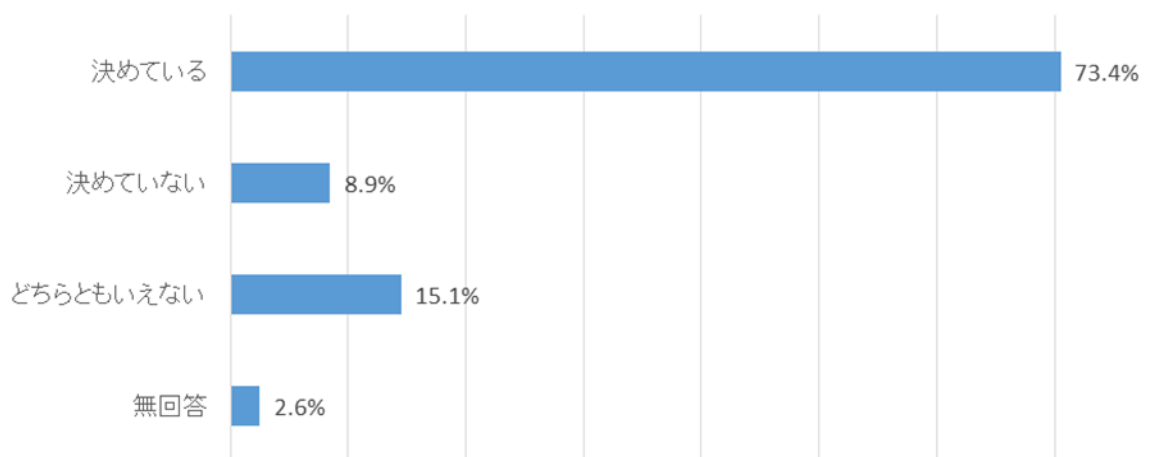
(MA) n=616



【学校保護者のアンケート調査より】
(ひとつだけ○)

(SA) n=188

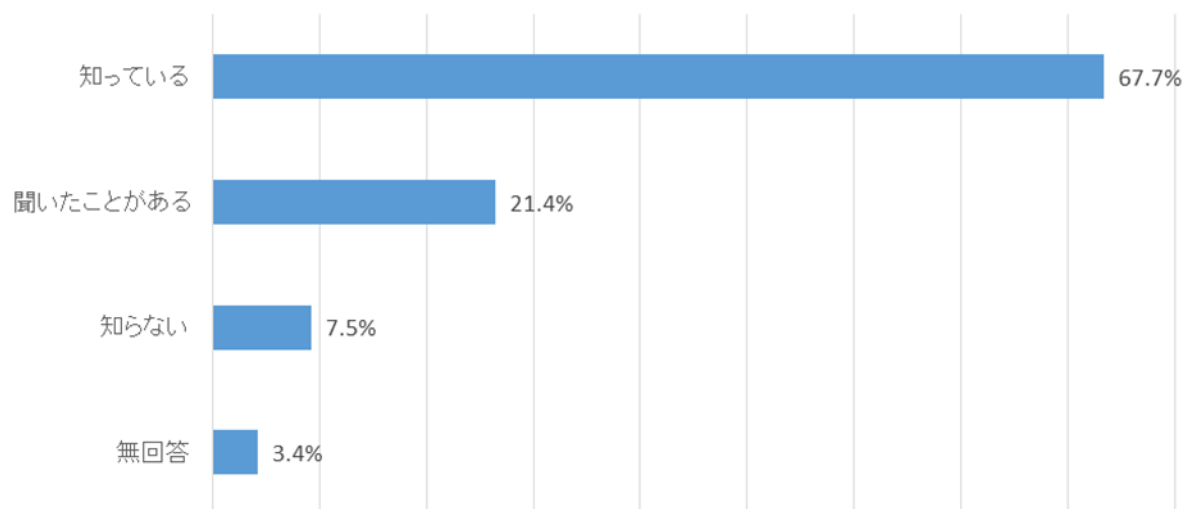
問7 問6で2～6に○を付けた方のみお聞き
します。使用にあたって、お子さんとのルール
や約束を決めていますか。



【学校保護者のアンケート調査より】
(ひとつだけ○)

(SA) n=616

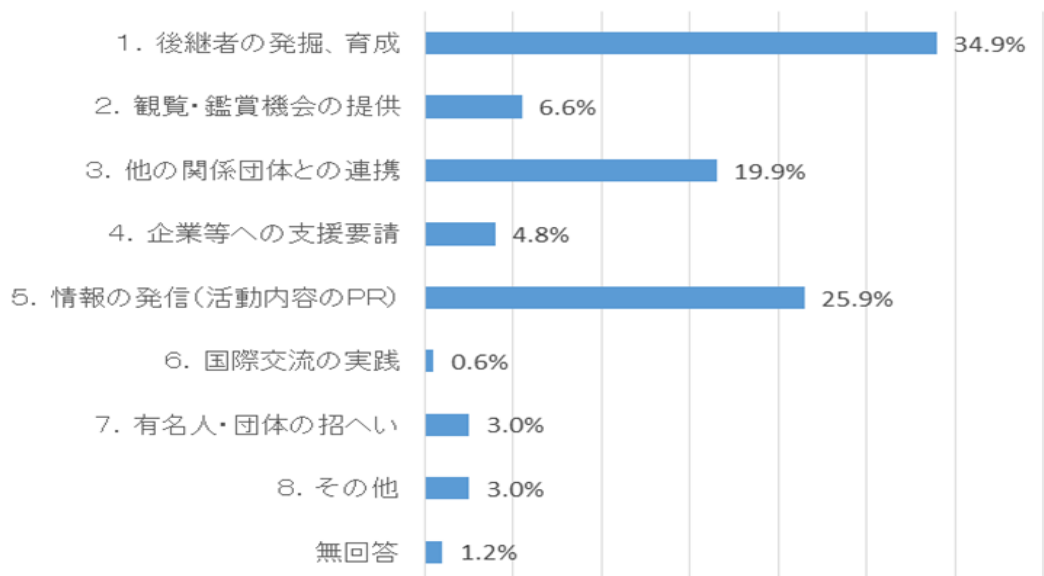
問9 あなたは、あったかい絆宣言を知っていますか。



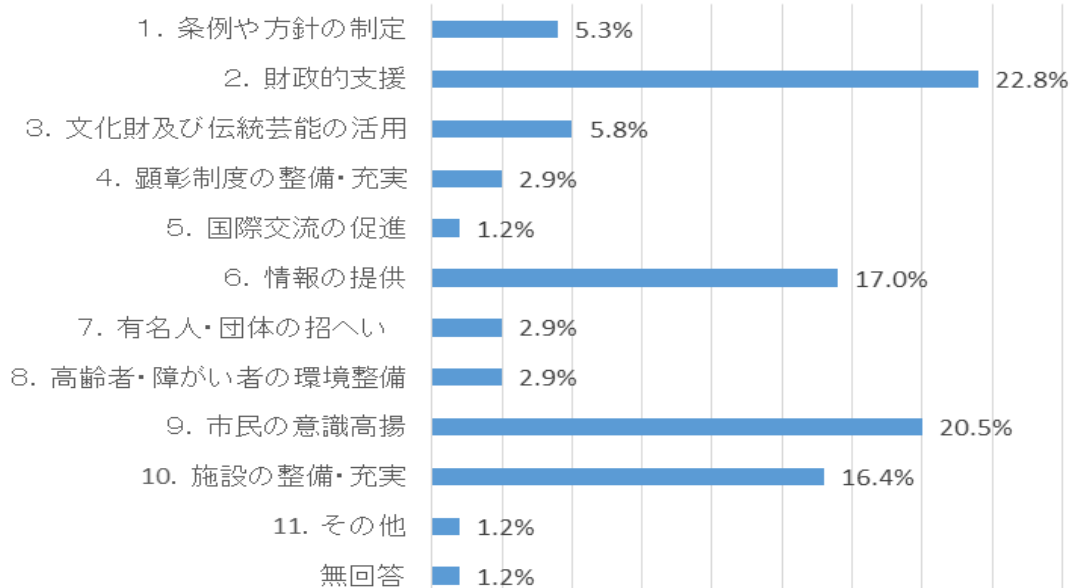
【関係者団体のアンケート調査より】
(3つまで〇)

(MA) n=81

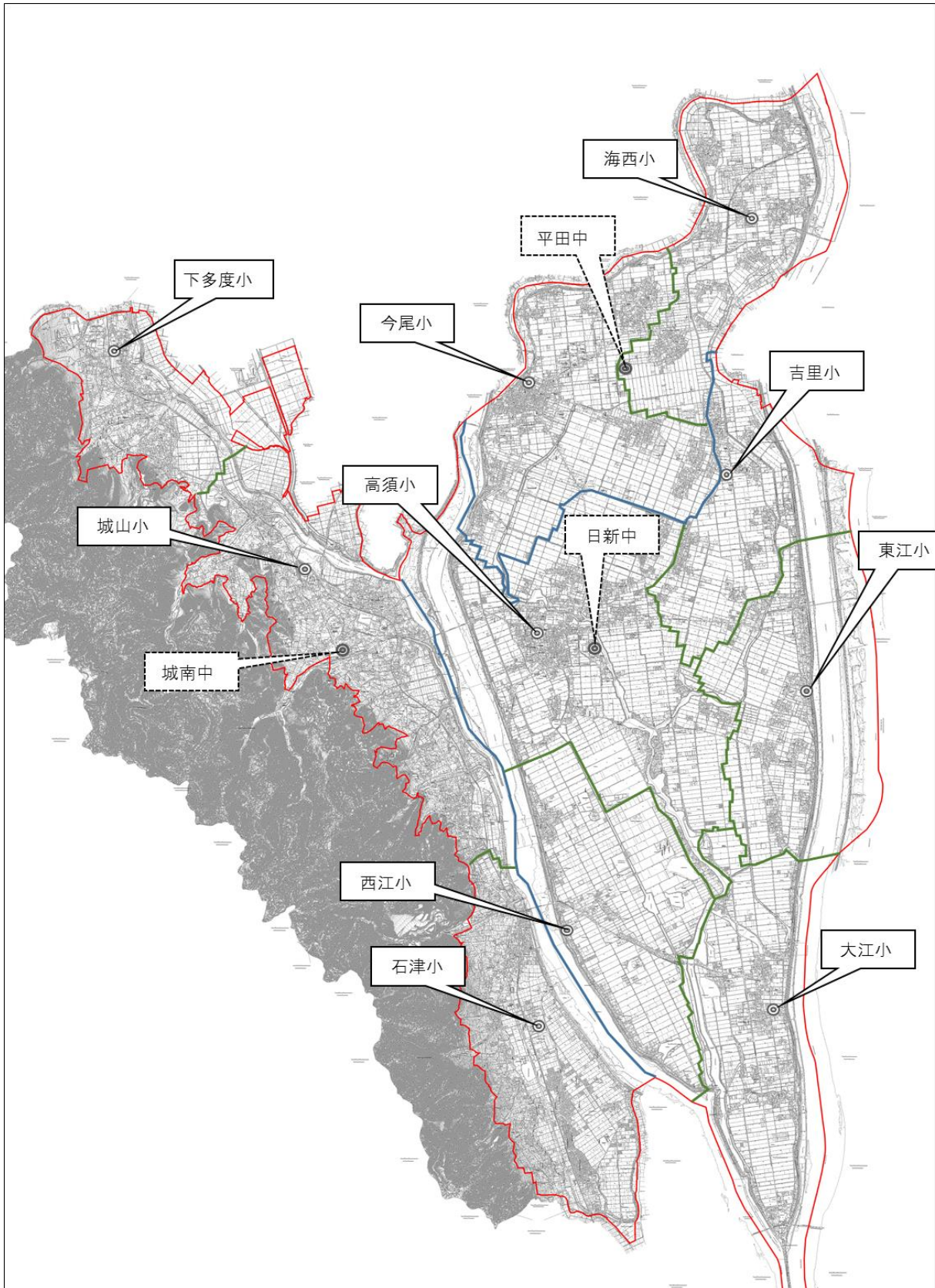
問12 団体の活動を活発化するために、何が大切だとお考えですか。



問13 団体の活動を活発化するため、市が行うものとして何が大切だとお考えですか。



【海津市内の小中学校の位置図】



第2次海津市教育振興基本計画

平成31年（2019年） 3月発行（予定）

編集・発行／海津市教育委員会

〒503-0695

岐阜県海津市海津町高須 515

T E L 0584-53-1467 F A X 0584-55-0096

E-mail : kyoikusomu@city.kaizu.lg.